



を反映して、雇用情勢にも厳しいものがあります。特に、地域における雇用の現状を見ますと、経済の低成長のもとで労働力需給の地域間格差が拡大しつつあると同時に、円高の影響を受ける産地、造船、漁業等に関連した特定不況地域、石炭政策の影響を受ける産炭地域やこれらの要因が重なり合う地域など雇用情勢の極めて厳しい地域が見られ、地域の雇用問題が深刻化しております。

政府といいたしましては、このような課題に適切に対処していくため、中央職業安定審議会の建議に踏まえ、地域に係る雇用対策を統合整備し、これら関係労働者の雇用機会の拡大、雇用安定のための施策を一層強力に推進することとし、関係審議会に諮った上、この法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律で対象とする地域は、雇用開発促進地域、特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域の三つの地域としております。

雇用開発促進地域は、求職者が多数居住し、かつ、求職者数に比し相当程度に雇用機会が不足している地域を、特定雇用開発促進地域は、雇用開発促進地域のうち経済上の理由により事業規模の縮小等を余儀なくされ、これに伴い雇用に関する状況が急速に悪化している地域を指定することとしております。

第二に、地域における雇用開発を効果的に推進するため、国は地域雇用開発指針を策定し、また、都道府県は雇用開発促進地域ごとに地域雇用開発計画を策定することとしております。

第三に、雇用開発促進地域については、当該地域において事業所を設置し、または整備し、求職

者を雇い入れる事業主に對して必要な助成及び援助を行なうほか、雇用促進事業団の行う施設の設置

に關する特別の配慮、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施することと

しておられます。

第四に、特定雇用開発促進地域については、雇用開発促進地域に係る施策のほか、事業所を設置し、または整備して離職者を雇い入れる事業主について特別の措置を講ずるとともに、職業訓練施設に係る資金の貸し付け、失業の予防等のための助成及び援助、事業主に対する雇用の安定のための要請、職業訓練の実施に係る特別の措置、雇用保険の失業給付の延長、公共事業への就労促進、広域職業紹介活動の命令等の措置を講ずることと

しております。

第五に、緊急雇用安定地域については、失業の予防等のための助成及び援助、雇用保険の失業給付の延長、職業訓練の機動的実施、職業紹介等の積極的実施等の施策を実施することとしております。

なお、この法律は、本年四月一日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(佐々木満君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○浜本万三君 ただいま議案となりました法案に関連することについて質問をいたしたいと思いま

いと思います。

まず最初に、第五次雇用対策基本計画の見直しについてただしたいと思います。

政府は五十八年、いわゆる第五次雇用対策基本計画を策定しております。この計画は、構造変化のもとで完全雇用達成等を基本課題にいたしました

て諸種の対応を定めているわけございますが、本計画がされましたのは、今日の構造不況、円高等の緊急変動以前に行われたものであります。ところが、現状は既に完全失業率は三%、失業者の数が百八十万を超える状態になっております。将

来の予測としては、完全失業率は四%を超えるんではないか。また、文芸春秋の四月号のある論評によれば、もし売上税が国会を通過いたしますと、流通関係に従事する千五百万の労働者のうち三割、約四百五十万の失業者が出るのではないか、そういう懸念を表明しておるものも見受けられるわけでございます。

したがいまして、この基本計画は完全雇用を達成させるために失業率の水準は一%程度を目安としてでき上がっておると思いますので、全く現状にマッチしない非現実的な計画ではないかと、かようになります。したがいまして、この計画を早急に見直しまして十分な対策を立て直す必要があるのではないかと思いますが、その点につきまして見解を承りたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) ただいまの提案理由の中でも一部触れておりませんけれども、今御指摘の第五次雇用対策基本計画、これは御案内のように、高齢化、産業構造の転換等、各般の構造変化、これに的確に対応しなきやならぬということで、労働力需給のミスマッチの解消を図り、質

社会、この形成を目指すということがこれは一口に申し上げて基本課題であります。

したがって、そういう観点から申し上げると、計画に示されております基本的な物の考え方についての決議が行われました。したがって、政府の

一面をとりますと、やはり御心配いただいておりますように、絶えず変動する実態にやはり機動的

に対応できるような法制、制度とはならぬ。したがって、不断のもう常時不斷に見直しを行わなければ、やはり生きた法制、制度とはならぬ。したがって、不断の見直しが必要であるということは異論がございません。

それで、御指摘のように、最近の非常に急速な円高、現在も百四十九円台前後で動いておりますけれども、円高基調は当面変わることはない、やはり流れとしては円高であるということを考えま

した場合に、今後産業調整の進展等、これは非常に予想を上回るものがあろうかというふうに思われるかもしれません。このために産業構造の転換、これに對応します。このために産業構造の転換、これに對応する第一歩といたしまして、既に御案内とも思いましたけれども、政府が発表しております三十万人

雇用開発プログラム、これを策定いたしまして、中長期的な変化にも十分対応できるんではないかと、いうことで本法案を提出したところでございません。

今後とも計画の基本的な考え方とさらに現実の動きを十分念頭に置きつつ、経済社会の変化に對応して雇用対策をあくまでも実効性の上がる、実効性を高めるよう努めしていくことが緊急の課題であるというふうに考えております。

○浜本万三君 大臣そう申されますが、完全雇用を達成するために二%程度の失業率を目安にいたしましたして諸計画を立てたんですが、もうそれは全く今狂つておるわけなんですね。その現実はまさしく狂つておるわけなんですね。

なあ、大臣は後段において、早目に対策を立て直して治ら發言をなさいましたので、さらに突っ込んでお尋ねをしたいと思うんですが、最近

政府は内需拡大、それから貿易摩擦解消のために総合経済対策を発表するということが報道されております。本院におきましても先般雇用対策についての決議が行われました。したがって、政府の

総合経済対策とあわせて総合的雇用対策なるもの

を立てていく必要があるんではないかと思つておられます。いつも政府の経済対策の中で雇用問題がネグられておるという事情を考えますと、私はなお今日必要なことではないかと思いますが、その点についてはどのようなお考えをお持ちでございましょうか、お答えをいただきたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) やはり御指摘の点、私も同感のところがございまして、最近の雇用情勢、雇用不安、雇用調整と申しましようか、これは単に労働省の従来の発想による雇用対策という一つの制度だけで私はすべてが解消するとは到底思つておりません。

御案内のように、世界経済の流れの中で非常に急激な為替の切り上げという事態に立ち至りました、やはり従来からの構造不況業種、さらには輸出関連企業、特定の業種に対して非常に大きい打撃があつた。あつたと同時に、今後も、現在もまた引き続いておるわけでございまして、そういう意味から申しますと、所管外ではございますけれども、やっぱり基本的には為替の安定ということが極めて重要、かつ、これはまた私らの知識から申し上げましても非常に難しい問題でございますが、ともかくにも為替の安定に政府は全力を挙げなければならぬ。同時に、ちょうどそれと裏腹になりますのが内需拡大、これはもう国内の要請のみならず、為替の安定、また国際協調の面からも内需の抜本的な拡大強化というのをもう避けて通れないわけでございます。

そういう意味から申し上げて、労働省の雇用対策のみならず、今申し上げたようなことも含めて、なかなか基本的なペースとしては、内需の拡大による景気浮揚ということはもう雇用対策の前提としては今日的に不可欠であるという意味で、総合的な雇用対策をやらなければいかぬという政府の方針であろうかと思ひます。

御案内のように、六十二年度におきましても公

わけですか、例えば中國地方、とりわけ広島県内の問題について質問をさせてもらいたいと思うわけです。

まずどういう状況であるかということを私の方からも簡単に申し上げますと、県内の雇用失業状況は非常に悪くなつておるということです。まず効求人倍率の点からいいますと、昭和六十年は〇・六六、六十一年は〇・六一でありました。これは全国平均値とほぼ同じであります。ところが六十二年一月になると〇・五九、二月になると〇・六〇というふうに相当悪化をいたしておるわけでござります。

のは、職業安定所管内別に悪いところを拾つてみると、ますと、これは六十二年二月の資料ですが、尾道管内が○・二八、因島が特に悪くて○・〇五と、いう数字になつています。呉が○・四四、三原が○・四五、竹原が○・四九、そういう数字になつて、いるわけです。また、特定不況地域内は非常に悪くて、六十二年一月は○・一、二月が○・一九という状況になつておるわけでございます。お聞きのように、非常に悪いわけであります。その上に円高の影響でありますとか景気の不透明さから新規採用は減少傾向になつております。一方では造船、鉄鋼などから大量の離職者が発生しようとしております。そういう厳しい状況が続いておるわけであります。

したがつて、地方自治体の方でもいろいろ努力をしていましたし、単独予算を計上いたしました。その対応策を立てておるわけでございますが、国としてはこのような地域に対してもう一つの対策をお考えになつておるのか、お尋ねをいたしたいと思います。で見るだけ要点だけ、時間がないから。  
○國務大臣(平井皇志君) 先ほども申し上げましたように、ただいまの雇用問題というのは、円高の進展、それで産業構造の転換、こうしたことによって起きたわけでございまして、特定の業種と地域にかなり集中されておるわけでございます。この造船問題につきましても、もう御案内のように

に、昨年一ヵ年で造船業界からの離職者が一方四百、本年は一月だけで六千数百ということです。非常にスピーディが速くなつておりますし、構造調整も思つたより速いんじやないかと、大変懸念しております。広島県内の問題につきましても、特に造船に依存した地域にはまことに大きい影響が出ておることは承知いたしております。

労働省としましても、造船業等を特定不況業種に現在も指定をいたしておりますし、特に、雇用緊急雇用安定地域に指定しまして、特別の対策を講じてきました。最近の情勢にかんがみて、さらにこれら地域雇用対策を拡充強化して、雇用機会の開発を中心とした総合的な地域雇用対策を講じていかなければならぬということです、現在お願いをしているところでございます。

したかいで、この地元雇用開拓等の、たゞいま御審議願つておる促進法案、これが十分であるかないかという、私は決め手はやっぱり基準に照らした指定の機動的、弾力的、さらにはきめ細かい、実効性のあるような運用が大事であろうか

○浜本万三君 指定の彈力的運用ということは、大  
臣から答弁があつたんですが、例えばこの新しい  
法律が施行されると、指定される三つの地域が、  
考えられるわけですが、この地域の性格は、

市町村の数、こういったものについてお示しを願い  
域、緊急対策地域、三つに分けて安定所それから  
的伺いたいと思います。特に特定地域、一般地  
先ほど説明があつたからこれはもう要りません。  
指定の内容についてどういう見通しなのか、具体

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。  
現在、指定の基準等につきましては、中央職業安定審議会の審議を経まして、その基準に照らして指定すべく検討を進めているところでございま  
すが、先生御質問の点について申し上げますと、一般的な雇用開発促進地域につきましては、安定

所単位ではいろいろ締めくくりまして、大体百十

地域程度指定したいと思っておりますが、安定所の数では二百安定所ぐらいになるかと思います。それから、雇用開発促進地域の中で特定の部分、特定雇用開発促進地域につきましては、約四

十地域ぐらいを指定したいというふうに思っておりま  
すが、先生御存じのとおり、現在の特定不況  
地域は三十七地域でございます。それから、緊急  
雇用安定地域につきましては百三十程度の市町村

○浜本万三君　それを広島県に置きかえてみます  
の指定を今考えておりまして、緊急雇用安定地域  
として現在指定されておるのは百三十七市町村で  
ございます。

と、広島県は現在特定不況地域一市七町、緊急雇用安定地域四市六町が指定されておるわけです。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。  
今御指摘のとおりの地域指定が広島県でされて  
急定地地域についてはどうされるのか。もうちょ  
うと具体的に御答弁いただきたいと思います。

おりますが、従来からのいろんな状況、さらに最近の状況等加味いたしまして検討しておりますが、例えば尾道等につきましては特定不況地域とすることで現在おりまして、今回の場合には特定

の地域の方へ入るのはないかといふうに思います。それから、その他の地域につきましてはそれぞれその地域の状況によりまして緊急雇用安定地域、それから雇用開発促進地域ということで指

定してまいりたいというふうに思つております。  
○浜本万三君 特に私がさつきわざわざ求人倍率  
が非常に悪くなつておる、つまり〇・五を割つて  
おるといふ地域の中で貞市であるとか、三原市で

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。  
あるとか、竹原であるとか、そういうところを具體的に例示いたしまして申し上げたんですが、そういう地域はどうなりますか。

現在、先ほどから申し上げておりますように一定の基準に照らして検討いたしておるところでござ

ざいます、先生のおっしゃる順序で確かに地域

の状況悪化わけでございまして、その特定地域に  
入れるかどうかがということはその悪い順序で今検  
討いたしておりますが、吳等については特にベン  
ディングの状況にあるというふうに考えておりま

す。その他の地域につきましても単に緊急雇用安定地域ではなくて、一般的な雇用開発促進地域と  
いうことで指定し得るかどうかということを現在  
検討いたしております。

○浜本万三君 大体気持ちはわかるんです。つまり特定地域に指定できないところは一般の方に指定をしたい、何ばかそういうお気持ちがあること

ここで特に僕は申し上げたいのは、緊急という  
のは円高を中心としたものなんですが、その円高  
状況というのはもうこれは恒常化してきておるわ  
けですね。さういふ答弁があつたように百四十円

台になるかどうかといふ問題なんですから。しかもそれは相当続く、恒常化しておるということを考えますと、構造不況と、それから円高不況が絡み合つておる状況なんではないか、かように思う

そういう中で、緊急指定地域は一年ですから、一年だけでは心もとないという気持ちが非常に強いわけです。ですから、緊急雇用安定地域も特定

意見が現在強くなっています。そういたしませんと、地域指定の期間が切れた場合の問題として、例えば雇用保険の延長給付がなくなるんですね。

ないか、こういう心配がやっぱりあるわけなんですよ。ですから、私はできるだけ緊急地域を一般ないしは特定地域に指定いたしまして、困つておるところを安心させて、次の対策を講じさせるよ

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。  
先生おっしゃるとおりでございまして、今回お  
うにぜひ努力をしてもらいたいと思いますが、い  
かがですか。

願い申し上げておりますこの法律では緊急の問題  
ももちろんございますが、中長期的に見まして地

域の開発を図つていただこうということで恒常法として、緊急法じゃなくて、お出したいたしておるわけでございます。

ただ、緊急雇用安定地域につきましては指定期間一年といたしておりますのは、先ほど先生挙げられました数字の順序で申しまして一般的な雇用

開発地域、それから特定地域、ここに基準として入らぬものにつきましても緊急な対策上必要であります。いついたしておるわけでございまして、いろいろな数字も出しておられます。さらにまた、六月開発地城、それから特定地域、ここに基準として入らぬものにつきましても緊急な対策上必要であります。いついたしておるわけでございまして、いろいろな数字も出しておられます。さらにまた、六月

あるということでおつておるわけでございまして、もちろん一般の方の雇用開発促進地域に入るものについてはできるだけそちらの方へ移してまいりたいというふうに考えております。

○浜本方三君 これはもう時間が参りましたので、まことに残念なんですが、一つだけ質問をして終わらたいと思いますが、例えばどの程度有効な対策になり得るかというまだ懸念もございますし、したがつて一定の期間実施いたしました後には、必要な検討をして、もし不足の点があるならば見直しをするというようなことができないだろかと思いますが、この点いかがでございましょうか。

○國務大臣(平井卓志君) やはりこの制度が効果的に働かねばならぬという前提に立ちますと、その地域の状態や実績等を見まして当然のことながら見直し、さらにはさらなる指定といふことも考えられます。

○対馬孝且君 それでは、三十分という極めて短い時間でござりますので、雇用問題の長期展望に対する基本認識あるいはこれから雇用対策等について、いざれ大臣の所信表明の機会があると思ひますので、そのときに重点的にやることにいたしますが、一点だけ、先ほど来同僚の浜本委員の質問に、雇用情勢の認識については大臣も相当厳しく受けとめられております。

〔理事岩崎純三君退席、委員長着席〕

それは同一認識であります。

私は、通産省が三月十一日、円高による鉄鋼、造船、石炭などの対策を出したときの対応としま

しては、いわゆる六十五年には二百五十万時代が

ます。

來ると、したがつて、これで推移をいたしますと四%台になるだらう、こういう通産の見方が一つあります。加えて、野村総合研究所、これが、完

全失業率はこどしの半ばには二百万人を超える、十一年十一月二十七日の三和総研のいわゆる製造業全体における余剰人員、これ約九十万ぐらいに推移するだらう、こういうのが出ておりますが、そういう数字も出しております。さらにまた、六

年十一月二十七日の三和総研のいわゆる製造業全体における余剰人員、これ約九十万ぐらいに

なりに我が党がいろいろ分析いたしまして、むしろ五十万人対策がやっぱり緊急に必要ではないのか、こういう認識をも実は我々は持って提案をいたしたわけでございまして、これから具体化していきたいと思いますが、まず、こちらあたりのひとつ認識を踏まえて、これからもこの三十万人対策プラス緊急、機動的かつ迅速にこれから対応もしてもらいたい、こういうことを考えておりま

すが、この基本認識についてと、またこれから

対応について基本的な考え方だけちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) ただいま御質問のあつた基本認識の点でござりますが、もう六十一年の完全失業者、既に二・八%の水準と、一月にはさらく三%と、今後の見通しもなかなか容易でないということございまして、私ども政府としてこの三十万人雇用開発プログラムというのを一応策定はいたしておりますが、三十万人の対策ですべて事足りりとは到底考へておりませんで、ただ、相手して、率直に申し上げれば、三十万人で足らぬかつたらどうするか、こういう御懸念もあるらうと思いますけれども、これはもう今のこの対策を有効に働くせれば、さらに予算面を追加することによって、これはもう五十万人でも六十万人でも

一応当面私は対応できるというふうに考えておりま

す。

○対馬孝且君 その方向で全力を挙げます。

○國務大臣(平井卓志君) その方向で全力を挙げます。

○対馬孝且君 それでは法案に関連しまして、時

間もありませんから具体的に簡潔にお伺いしま

す。

○國務大臣(平井卓志君) その方向で全力を挙げます。

○対馬孝且君 それでは法案に関連しまして、時

域。これ新聞報道にておりませんけれども、間違いがあれば指摘してもらつて結構です。緊急雇用安定地域が百三十七市町村、それから地域雇用開発推進事業実施地域六十地域、一般型が五十地域、農山村型が十地域と、こういうふうに新聞報道で把握をいたしておりますが、これは間違いありませんか。

○政府委員(白井晋太郎君) そのとおりでござります。

○対馬孝且君 そういうことで間違いないということですから、それでは具体的に北海道のことです。この特定不況地域指定の一覧表を見ますと北海道は今十二の地域が指定になつております。そこで、きのうも大臣に私は炭鉱離職者臨時措置法をめぐる質問をいたしておりますが、大臣の大変温かいお答えをいただきまして、できる限り最大限の運用に努めてまいりたいという意味のお答えがございました。非常に多くいたしました。

そこで問題は、今一覧表を私は持つておりますが、時間の関係上これ削除しますけれども、今北海道の特定不況地域は十二であります。これ間違ひありませんか。

○政府委員(白井晋太郎君) そのとおりでござります。

○対馬孝且君 間違いなければ、そこで私は申し上げたのであります。この法案の位置づけとして特定不況地域を、率直に申し上げます、求人倍率のまさに水準以下になつてある地域としては芦別、歌志内、三笠、上砂川町、赤平、夕張、これを大体特定不況地域にしていただかなければ、先ほど申しましたように、これから発生するいわゆる石炭産業あるいは造船業界、加えて鉄鋼、あるいは系列の機械産業というのがございまして、おおむね今申し上げました地域の特定不況地域指定、今度の法案の通過後の指定にぜひひとつ実現方をお願いしたい、これいかがでしょうか。

○国務大臣(平井卓志君) ただいま御質問の地域指定の問題でございますけれども、まさしくこの制度を生かすも殺すも指定の内容、またそれに

対する体制、スピード、いろんな点があるわけですが、この指定につきましては都道府県の意見を聽取らししまして、中央職業安定審議会にておるところでございますが、具体的にはなお作業中でございまして、これまで各ブロックで開催された地域雇用対策推進協議会、関係者からお聞きした御意見を参考しながら、地域の実情をやはり反映した適切な指定でなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

今後につきましては地域ごとの雇用失業情勢の推移を慎重に見守つていきますとともに、その推移のいかんによつて地域指定の必要性が生じる場合には関係方面と十分に御相談の上、この制度が生きるように適切に対処いたしたいと考えております。

○対馬孝且君 今、大臣の答えで結構でございますが、ひとつの地域指定は、まさしく今大臣の答えがありましたように、機動的かつ迅速に実情に即して対処いたしてもらいたいと思います。

なぜかと申しますと、これは後手に回つちやうと雇用対策ができなくなるというだけでなく、大臣もきのうわかつて、一つの山ぐるみ町ぐるみ壊滅をする、あるいは造船もつぶれるわ、町ぐるみ、城下町でいく、こういう体質が北海道の特徴、どこともそうですが特に北海道はそうですから、その意味で今挙げました市町村に最大限のひとつ迅速かつ適切にこれを適用させていただきたい、そういう御期待を申し上げております。

○国務大臣(平井卓志君) できるだけ御要望に沿い、また地域の実情に合うような効果的な指定をいたしたいと考えております。

○対馬孝且君 お答えがありましたから、そういうことで実現方を強力に申し上げておきます。

そこで、具体的に第三セクターの問題につきまして、この法案の中でアイデアとしては非常にいいアイデアだと私は評価をいたしました。そこで問題は、この第三セクターの今法案に出でております

性格、これは私は、この法案にも書いておりますけれども、こういう認識に対していかがなものかということをはつきり申し上げます。式ということでございますが、法案の八条の第二項、これをちょっと読んでみますと、地域雇用開発のための「助成及び援助を行うに当たつては、地方公共団体、民間企業による第三セクター方

式」ということでございますが、法案の八条の第二項、これをちょっと読んでみますと、地域雇用開発省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資するものについて、特別の措置を講ずるものとする」。こうしたことなんでありますが、この第三セクターの例えれば出資、それから第三セクターが雇用する人員の規模、それからまた第三セクターが行うに対する国あるいは道、県、こういう関係について簡潔にひとつ説明してもらいたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。今先生が御指摘の八条第二項で「特に資すると認められるもの」という具体的な内容につきましては、地域雇用開発につきまして特定認定基準を労働省令で定めるわけでございまして現在準備中でございますが、考え方としましては、事業所の設置、整備に伴い相当数の労働者を雇い入れること、雇い入れる労働者の大部分が地域の求職者であること、事業所の事業の実施に伴う雇用機会の増大の効果が継続し、かつ当該事業が地域に対しても適切な経済的効果を及ぼすと認められることなどを予定いたしております。したがいまして、第三セクターはそういう基準に沿いやすい形になつてゐると思うわけでございますが、第三セクターを含めましてそういうことで考へてまいりたいと

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。現在検討中ではございますが、大体第一点の相談の労働者とくらべて五十五人程度を考えています。

それから二番目の問題でございますが、それは地方公共団体が一つ入つておればいいわけでございまして、都道府県が入つていなければいけないということではございません、市町村で。それから、もちろん民間とも一緒にやるということで結構でございます。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。そこで、問題はケースをやつぱり具体的に挙げた方がいいと思うんです、私は。例えばある市あるいは町が、公共事業という目的はもちろんこれは一番いいんですけども、なかなかそうはいかぬ。例えば、これは例ですから、例を申し上げますけれども、いわゆる工業団地あるいは宅地形成

の場合の出資は、自治体という意味は地元の自治体といふ意味でいいのか、あるいは道も県も参加しなければだめなのか。もう一つは、当該の民間企業が参加するということは一体どうなのか。この点は大事な点ですから、第二

点はそこです。それから第三の場合は、そのことにおいていわゆる条件があります。例えば雇用をされた場合に三分の一、二年目は二分の一、三年目は三分の一、二分の一、三分の一、こうございます。この適用なんありますが、その場合その考え方があるう幅でどういう内容でこれが行われるのかといふことが非常な問題点なのですから、簡潔でいいですから、今の第三セクターの基準、位置づけという、今私が言つた三点についてひとつ答えてもらいたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。そこで、問題はケースをやつぱり具体的に挙げた方がいいと思うんです、私は。例えばある市あるいは町が、公共事業といふ意味はもちろんこれは一番いいんですけども、なかなかそうはいかぬ。例えば、これは例ですから、例を申し上げますけれども、いわゆる工業団地あるいは宅地形成

の目的を持つ、まず一つ目的を持つ。そこで炭鉱の、これ例ですかね、実体論はまたやるんで。御存じのとおりズリ山がありまして、これは鉱害対策上もよくないんです、これはつきり言って。九州はもう既に鉱害補償でやっているだけでも、北海道は鉱害補償というのがないのですから、これは矛盾だということを私はいつも国会で言うんだけれど、それは別にして、そういうズリ山をこれは鉱害対策上からもやらなきやならぬけれども、それを整地する、その目的を持つ。それが町なら町、市の振興公社が第三セクター方式でこれを開発していく。これだと一定の雇用ができるまで、かつた工業団地もしくは宅地形成がされる。まさにこれは地域の活性化につながる。そういう意味では一石二鳥である。雇用にもつながり町が栄える、こういうことになるわけでござります。

そなれば一番いいんだけれども、そういうことをせひひとつ、最低でも、せっかくこの法律ができる限り、先ほど大臣もいふと言つておりますが、できた制度はやはり最大限に生かしてもらわぬとならぬわけであつて、制度はできたけれどもさっぱりこれが該当しないというのじゃこれは何もないのですから、私は今そういう意味で一つ具体的な例を、これまだたくさんありますよ、ありますけれども、例として今申し上げたんです、この場合は当然第三セクターとしての該当として扱われるべき性格のものではないかと私なりに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。先生今挙げられた例が、第三セクターであることは確かだと思いますが、直ちにここで大丈夫ですと言ふわけにはちょっと私自信がないわけで、いざれにしましても、第三セクターとして優遇していくにはその事業の継続性といいますか、それから経済効果といいますか、そういうものを、特に雇用効果を見ていかなければならぬのを、特に思つておきます。

○対馬孝且君 ゼひひとつ、今私申しましたよう

に、これもちろんここで結論出すという意味ではありませんが、私は少なくともこれはこういうものが今回の法の中で生かされなければ、これはつづいた意味がないというわけではないけれども、やはりこういうことが生かされて初めて初めて第三セクター、大臣が言う三十万人雇用開発という目的意識に合致するものである、こう思いますので、ぜひこれを考えてもらいたい。これ特に要望しておきます。

大臣いかがでしようか、この点についてちょっとお答え下さい。

○國務大臣(平井卓志君) 今委員は具体的な事例を挙げられたわけで、局長からも御答弁申し上げましたように、本席ですぐに明確なお答えは申し上げるわけにはまいりませんけれども、やはりお願いしておりますこの法律、そしてまたその枠内

でこの制度の趣旨が十分生かされるような方向で個々の事案については検討すべきものと考えております。

○対馬孝且君 ゼひ、今大臣の答えもありました

が、その実現方を強く要望申し上げておきます。

そこで、地域の特殊性の配慮ということが僕は法案の中で、第三セクターの運用の中でこれを彈力的に運用してもらいたいというようなことを考えております。

例えば基幹産業である北海道は農林水産業が非常に多いわけでもありますけれども、特に北海道の

産業の振興として企業誘致の促進はもとよりありますけれども、新規に事業分野を開拓をする。

これも例を申し上げた方がいいと思うのでありますけれども、あと二点ぐらいちょっと申し上げておきます。

○対馬孝且君 時間なくて、まことにこれ短い時間なのですから、まだたくさんあるんですけども、あと二点ぐらいちょっと申し上げておきます。

第三セクターの今の最大限期間というのは三年ですね、三年から五年までというのがありますね。これは、やはりこれから第三セクターとい

うものをどういうふうにお考えになつておられるのを、特に雇用効果を見ていかなければなりませんが、いざれにしましても、第三セクターとして

付加価値をつけて、それにある程度雇用を吸収する、それを第三セクター的にやる。つまり、言う

なら一つの産業をそういう意味ではセクター的に興していく。言ふならば一村一品という、これは町おこし、村おこしにもこれが生きていく。こう

いう関係のものも、民間サイドでなくて第三セクター的にこれを考えていくことは非常に大事なことだと思いますね、これはまた。

だから、そういう点もやはりある程度特殊の地域、そういう考え方に対しても私はやはり手厚く、もちろん労働省だけではありません、國自体もやはりあり手厚く、もちろん労働省だけではありません、國自体もやはりあります。

だから、そういう点もやはりある程度助成援助というものを手厚くしていくべきではないか、こう思いますがいかがでしょうか、この点について。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

今先生おっしゃいましたそういう一村一品運動的なものにつきましても、一般的な雇用開発地域を特に幅広く設けましたのは、そういうところでございます。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。ただこういうことでございますので、大いに奨励すべきものだと思います。

今回の地域雇用開発に関しまず助成金の中におきましても、賃金助成ではなく、さらにいろいろな設備の新設整備のためにかかる経費に対しまして、雇用量に応じまして助成金を出すことにいたしました。それを三年ないし五年といたしておりました。

そこで、雇用開発をしてその地域での求職者を吸収していくことと並んで、やはり造船所は閉鎖するということになれば、やはり離職者が一遍に出てしまふわけでありまして、それまでの間に何といつても今言つたように、セクターをつくらなければなりません。そこで私はこの場合、きのうまでには一定の時間がかかるわけでありまして、また町ぐるみ、炭鉱は閉山になる、あるいは造船所は閉鎖するということになれば、やはり離職者が一通り出てしまふわけでありまして、それは企業でこれある程度責任を負うことにはありますけれども、國として私はこの場合、きのうもちょっと申し上げましたが、次の職業選択の道として、幸い労働省が、今この法案の中にも、職業訓練、能力開発の道を開いていくということがあります。結構なことだと思います。

これに対しても、やはり迅速にやることを希望しますけれども、この二点についてお伺いをいたします。

○政府委員(白井晋太郎君) 前半の方について私がお答えいたしましたが、第三セクター等に

つきましての支給期間でございますが、従来、賃金助成その他につきましては一年間であったものを、特別のものにつきましては三年。それから、

先ほども申し上げました新規設備その他の設置、整備につきましては三年から五年といふようにか

なり長期間に亘りまして、今までのものにつきましては非常に優遇してきましたというふうに考えておられます。

それでいいのか。やはり言ふならば長期にわたつては非常に優遇してきましたというふうに考えておられます。

いろんな地域に雇用開発しますにつきまして

も、やはりその企業自体が先ほど申し上げましたように継続性と申しますか、そういうもの、それから経済効率を上げていくというようなことが必要なわけでございまして、やはり自主的活動を要請していかなければならぬということで、これ我々としてはかなり思い切った長期だというふうに考えているわけでございますが、そういう面で見守つてまいりたいというふうに思つております。

○政府委員(野見山眞之君) 今回の法案の中におきましては、特定雇用開発促進地域においては、特に転換のための能力開発のために職業相談から訓練等、情報の提供も含めた一元的な特別の措置を講ずることにいたしておりますし、これらの措置によりましてできるだけ円滑に転換ができるようになりますまいりたいと思っております。その場合に、単に施設内だけの訓練ではなくて民間の施設等も活用するということでございますが、何をおいても施設内訓練においてできるだけ既存の施設等を活用することはもちろんでございますが、離職者の発生の規模ですか、あるいは既存の訓練校等との通校の便から個々のケースに応じまして、今先生御指摘のような臨時の訓練校等についても検討させていただきたいと、かように考えております。

○対馬孝且君 これまでで終わります。今お答えがございましたから、ひとつ大臣、今申し上げたこの臨時職業学校の開設とか、あるいは迅速かつ適切に対応をせひとつていただきたい、その点大臣から最後にお答え願つて終わります。

○国務大臣(平井卓志君) やはり職業能力の開発を含めまして、今後非常に就業が高度化、多様化してまいる中でございますので、雇用対策の抜本策の中で非常に重要な位置づけであるという理解をいたしておりますので、効果が上がるような方向で実態に照らして促進してまいりたいと考えております。

○千葉景子君 私の方からは本件の法案に関連す

る問題について、若干お尋ねしたいと思います。現在さまざまな不況業種、その問題が取りざたされているところなんですかけれども、その中でも大変大規模な離職者を生み出すということで、造船業、今先生御指摘のように、円高の進展等によりまして極めて厳しい状況にございます。從来から、先ほど大臣もおっしゃいましたように、既に昨年来一万数千人の人員削減が行われておりますし、今後現有設備の二〇%以上の廃業も必要になってきているということで、業界全体としては二万人を超える余剰人員が発生するということになつております。また大手の造船各社におきましては昨年十二月以来年度末にかけて、先ほど申しました一万人の中の六千人の人員削減の雇用調整が予定されています。そういう状況で造船業を取り巻く雇用情勢は極めて厳しいものがあるといふふうに考えております。

○千葉景子君 こういう厳しい造船業ということになりましたから、今後雇用開発などに努力をしていただくということは当然必要なことかと思いますけれども、さらにこれが実質的に行われているものかどうか極めて疑問な点もござります。これはその一例ということになるかと思いますけれども、労働省の方でも把握されているかと思いますけれども、この人員削減が本当に合理的に行われているものかどうか極めて疑問な点もござります。これはその一例となるかと思いますけれども、労働省の方でも把握されているかと思いますけれども、住友重機工業ですね、ここでも人員削減が今提案をされているところでございます。この人員削減、非常にそのやり方といいますか、その内容が極めて無謀といいますか、そういう形でやられている、こういう実態がございます。実態をもう御存じかと思いますけれども、大筋私の方から説明させていただきますので、ちょっとその点について御意見を伺いたいと思います。

この住友重機なんですが、昨年十二月に合理化、人員削減提案がなされておりました。細かいことは時間があまりませんので申し上げられませんけれども、大槻説明をいたしますと、まず五十五歳以上の労働者、これは全員解雇という形になります。それから五十三歳から五十五歳を中心にして、定期的に解雇がなされ、それが五十五歳まででござりますが、もしそこで問題になるような点がございましたら、労働省としては指導その他をしていかなければならぬと思っております。先ほどお話し申し上げましたように、今の先生御指摘の問題につきましては、現在のところ十分把握いたしておりませんでしたので、県を通じまして早期退職制度により退職をさせる、あるいは転職、退職者優遇制度により退職者を募集する、またこういうもので退職に応募しなかつた者は定期を短縮する形でいずれ退職をさせるといふふうになされているでしようか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答え申し上げます。いろいろな形での余剰人員に対する削減その他

の対策を行われているわけでございますが、時間の延長を切つていくとか、さらには出向、配転等がございますが、その中で一番厳しいものは希望退職の募集等だと思います。これらにつきましては、労使双方がよく話し合いの上に円滑にこれが行われるように努力がなされなければならないといふふうに考えておりますし、個々の問題等につきましては、自主的な解決に加えまして、いろいろな点での問題点があれば、そういう問題について都道府県等を通じまして指導を行つていているという状況でございます。

○千葉景子君 この合理化提案、削減提案ですね、これ自体が今説明をさせていただいたように非常に高齢者に集中するなど極めて厳しい内容になつてしているわけですから、さらにこれが実質的にこの提案内容すら実行されないと、どうような整理解雇が行われているという実態もございます。それはこの希望退職の期間、この満了を待たずして特定の六名に対しても指名解雇がなされる、こういう無謀なことも現に実行されているという実態でございますけれども、こういうことについて労働省の方として今後指導強化、そういうことをされていく御予定といいますか、そういう方針をお持ちでしようか。

○政府委員(白井晋太郎君) 一番最初にお答え申し上げましたように、解雇、希望退職等の問題につきましては、労使間の自主的な話し合いでるべきだということが前提でございますが、もしそこで問題になるような点がございましたら、労働省としては指導その他をしていかなければならぬと思っております。

先ほどお話し申し上げましたように、今の先生御指摘の問題につきましては、現在のところ十分把握いたしておりませんでしたので、県を通じまして実情を十分把握してまいりたいというふうに考えております。

○千葉景子君 この問題につきましては、提案がなされましてから、これ神奈川県でございますので、神奈川県の労働部あるいは横須賀でございまますと、年齢も高齢者を中心に解雇が促進をされ、このような非常に厳しい状況なんですが、それで、横須賀の市長などからこのような削減計

画をもう一度考え方直すようにと、そして従業員の方として、これまで知らないということについては非常に片手落ちではないだろうかという気があるんです。とりわけ今注視になつてある業種でございますので、こういう点についてぜひ後調査あるいは指導というものを早急に実施していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

具体的な問題として出てまいつておりますので、十分県の方とも連絡をとつてやつてまいりたいというふうに思つております。

各県それぞれ、先ほど申し上げましたように異常な事態その他につきましては、部長その他県の段階でそれぞれの企業に対して指導等を行うようになります。その線に沿つて各県によつて行われていておりましたので、その線に

○千葉景子君 非常に何か怠慢な感じもしないではないんですけども、ぜひそれは今後早急に実態調査をしていただきたいと思います。さらには既に裁判所や労働委員会などにござる、この不当な内容ということで提訴がなされているわけですから、それは裁判所なり労働委員会の判断ということになつてしまります。しかし、一つは労働委員会などからこの整理、解雇についてはその執行を留保して、そして団体交渉などももう既に出されております。そういうことについても会社側が十分に対応しないという実態がござりますけれども、こういう第三者機関であります労働委員会などから一定の判断が出ている、そういう問題について労働省の方として指導をなさるべきではないかというふうに思ひます。けれども、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(小粥義朗君) 労使紛争が生じている

場合の一般的な紛争解決のための行政指導、これは労働省としても心がけているわけでございますが、本件の場合は既に二月に不当労働行為の申立てが神奈川地方労働委員会に提起をされております。今お話しの勧告も、この不当労働行為の審査手続の一環として行われているものでございます。したがつてその手続の一環でありますためには、今の段階で労働省としてとかくの指導ということはすべき立場がないというのが従来の考え方でございまして、こうした事例が全国的にないいろいろ出てくるおそれもあるという意味では、私もども強い関心を持つてこれを見守つていただきたいと思つておりますけれども、具体的に勧告内容に従つた指導という点については、指導できる立場にないという点は御理解を賜りたいと思います。

○千葉景子君 しかしながら、造船業について非常に大きな波及効果というものがございます。しかも、大量の離職者を生み出すような業種でございます。そういうところではつきりとした、審査手続の一環ではございますけれども、そこで話し合ひをきちつとしろという、強制力はないにしても、公労使一体となつた勧告が出ていたります。だから、こういうものについて労働省の方として單に見守るというだけでは若干弱腰ではないだろうかという気がいたしますけれども、いかがですか。

○政府委員(小粥義朗君) 御質問の趣旨は私どもも十分理解できるんでございますが、やはり不当労働行為の審査制度というのは地労委、さらには

中労委といった仕組みの中で行われていくわけですから、この中で委員会が公正な立場での主張がぶつかり合ひをしていく実行確保の措置勧告などございますけれども、こういう不況時において便乗削減と表現されるような人員削減が現実あるかないかという個々の事業については存じませんけれども、決してあつはならぬことでございまして、ただいま局長からも御答弁申し上げましたよ

○千葉景子君 御説明の趣旨は私も理解できるわけでございますけれども、むしろその命令なり勅告いかんを問わず、今の実態をぜひ調査したい

余り実態について把握をなさつていなかつたといふことでございます。きょうこういう形で……

て、労使双方が納得いく形で今回の人員削減について話し合いができるような、そういう指導をぜひ強めていただきたいと思うんです。これは勧告に従えということではなくて、実態を調査いただければ、かなり無難なやり方というものが明らかになつてくるわけですので、ぜひその点を強く私の方からも要望したいと思います。

それから、時間ございませんので、今後造船業あるいはその他の業種におきましても、例えいろいろ出てくるおそれもあるという意味では、私は不當な組合差別、そういうものが行われる危険というのが非常に大きいわけですけれども、今後造船業などを中心にいたしまして、労働省としての取り組み、雇用開発の面は十分お聞きしているわけですから、この人員削減の計画自体に対する指導、こういうものについての御見解を大臣の方からもお伺いしたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。特定不況業種等につきましては、その企業が人の削減計画その他を行ふ場合には安定所の方へその計画を出すようになつております。そういう報告を見ながらその後の雇用、主としてこれは雇用対策上の観点でそれを情報をとして活用いたしていけるわけでございますけれども、今先生御指摘の特不況業種等につきましては、本来は自主的に解決されるものではございますが、社会的に見て、またもし法に反するような問題があれば指導を厳重に行つよう。今後とも都道府県を指導してまいりたいというふうに思つております。

○國務大臣(平井卓志君) ただいまの御指摘でござりますけれども、こういう不況時において便乗削減と表現されるような人員削減が現実あるかないかという個々の事業については存じませんけれども、決してあつはならぬことでございまして、ただいま局長からも御答弁申し上げましたよ

【拍手】

○千葉景子君 じゃ、一点だけお願いをしておきます。

現在、この委員会の中でもこういう実態を私の方からも説明させていただきました。この住友重機について調査、あるいは調査の上ですけれども指導、実態把握をぜひしていただきたい。それについて神奈川県なりを通じてでも結構ですけれども、も、そやつていただくということはお約束いただけませんでしょ。

○政府委員(白井晋太郎君) 神奈川県を通じまして実態を十分把握しますとともに、問題点につきましては、もしあれば指導するよう通知したいと思います。

○千葉景子君 終わります。

○前島英三郎君 限られた時間でございますから、一二、三點、大臣初めお伺いしたいと思うんで

すが、内外の厳しい経済情勢のもとで、我が国におきましても雇用情勢に危険な様相があらわれておるわけであります。そこで本案が提出されたと思ひますけれども、この運用、実行への決意と意欲をまず大臣にお伺いをしたいと思うんです。

○國務大臣(平井卓志君) ごく簡単に申し上げますけれども、地域における雇用の現状を見ますと、これはもう私が余り詳しく申し上げる必要も

ないわけでございまして、経済の低成長のもとでの労働力需給の地域間格差、これが非常に拡大をいたしております。同時に、今後におきましては当面最大の関心事でございます円高問題、この影響を受ける産地、また造船、漁業等に関連した特定の不況地域、また石炭政策の影響を受ける産炭地域、またこれらの要因が重なり合う地域など雇用情勢の極めて厳しい地域の発生も懸念されま

こういう点に関して、雇用弱者と呼ばれる人々の問題、これに対してもどのような基本姿勢で臨んでおられるのか伺いたいと思うのです。

いるところなんですが、法律案全般につきましてのひとつの決意、これ後ほどこの法案は委員会でも出てくると思うんですが、伺いたいと思います。

○國務大臣(平井卓志君) 障害者の福祉の基本と  
いうのは、一口で申し上げると、その職業的自立  
にある。また、そのことと自体社会的連帯と責任に  
おいて行われねばならぬということございまし  
て、特に活力ある福祉国家を目指す我が国にとつ  
ては、障害者雇用を促進していくことは極めて重

○政府委員(白井晉太郎君) お答えいたします。今先生おつしやった部分はいろいろな広い範囲で、わたる部分でございまして、労働省単独ではないかと思いますし、また雇用の面だけでも、懇意も御存じだと思うんですが、今後もこうして問題にひとつ引き続き御検討いただくことをお望みいたいと思うんですが、その辺はいかがでござりますか。

題であろうかと。さらに、現状を見ますると一層深刻化しておる。このために、年十一年十一月の中央我会議で正に賛成する立場<sup>10</sup>をもつて見丁了

この助成金の対象である障害者、高年齢者等の雇用弱者の雇用開発にも十分に配慮を加えてあります。

重要な課題であります。

ないと思いますが、重要な問題として今後の検討課題というふうにさせていただきたいと思ふます。

職業安定支援講会の要請の趣旨を踏まえ、現行の地域雇用対策を整理統合しよう、そして地域雇用開発を中心とする総合的な地域の雇用対策を創設していくことと、とにかく從来の発想を超えて強力に対応していくことで本案を作成しまして今国会に提出いたしましたわけであります。

○前島英三郎君　まあ新たな一つの法律によつてすべて解決に向かうほんなかなが容易な情勢ではないと思うんですけども、折りしもことしは国際障害者年のちょうど中間年にも当たりますし、何よりも障害者は自立の希望が大変強いわけですが、今一番中間にうつむく中でも活躍になつておられます

○前島英三郎君 きょううも、実は私と同じよう  
に、土建などを中金で雇用の中心として専道  
これは万全かということ、決して私もそう思つて  
おりませんで、御理解を得ながらも今後さらに強  
力に進めていきたいというふうに考えておりま  
す。

○前島英三郎君 終わります。  
○中西珠子君 まず労働大臣にお伺いしたいと申  
います。

指針、都道府県が策定する地域雇用開発計画で地域雇用開発のあるべき方向を示しまして、新たに創設される地域雇用開発助成金を支給する等により雇用機会が不足している地域の雇用機会とともにかくもう増大させなくちゃならぬ、地域的な雇用構造の改善も図らなければならぬ。あわせて地域の労働者の失業の予防、再就職の促進、その他の雇用の安定を図ろうと、いうことがこの法案の柱でございまして、いずれにいたしましても全力を挙げてやりたいと考えております。

が、一者併せたものの中でも問題になつておる事は、この問題の本質をなすものであります。これは、体に障害のある人々にとつては身体障害者雇用促進法というのがあるんですけれども、これに新たに体だけではない心に障害を持つ人々の問題、精神障害者とか、あるいはまた精神障害者、そういう人たちもひとつの雇用の拡大を図らうということで、これからきっとこの法案が当委員会にも出されてくると思うんです。私も大変期待待しているんですが、障害者の雇用促進法というものが今度出てくるというようなことを伺つておるんですけども、この法律案に対します大臣の

○前島英三郎君 履用情勢が厳しくなりますとどうしても雇用弱者といわれる立場の方々がその波をまず受けなければならないというのが歴史の流れであります。障害者とかあるいは高齢者、婦人等々の雇用に関しましてはそうあってはならじという一つの法案、特段のまた努力が労働行政の中にあるわけなんですがれども、最近の厳しい雇用情勢の中になりますと、なかなか法律は歩いているけれども現実は厳しいという声もこちらの方に入ってくるんですけれども、この法案において

ひとつの決意を伺いたいんです。大変これは、特に企業の中で障害を負った、雇用の部分で障害を負った人たちが再雇用、同じ企業に再び戻れるような部分も織り込んでいる。とにかく一つの障害を負つてしまいますが、後は闘病生活を終えた後が自動的解雇というのが今までの流れであったわけござりますけれども、この法律の中で、特に企業で障害を負った者が再びその企業に復職できるような方向が大変強く打ち出されているということで高く評価をして

自身を入れ可能な性を出てきたことは事実でありますが、現実には人生二十年ぐらいは割り引きしなければならないというのが医者の皆さん的一般的な見解でもあります。

そういう意味では、内部障害あるいはいろんな疾病が重なり合いまして、妻子よりも早く旅立たなければならぬといふ部分もあるんですが、そうした中でこの皆さんのが最大の悲願としていることは、自分たちの亡き後、自分たちは企業戦士の形になるんだから何とか遺族の皆さんに対する教

このようない状況のもとで労働省は、これまで定不況業種とか特定不況地域対策、円高に関連した地域の緊急雇用対策などを実施してこられましたけれども、今回、ただいま議題となつております地域雇用開発等促進法案というのを提案されおります。その法案の基本的な考え方というものを労働大臣にもう一度御説明願いたいと思うわけですがございます。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします

いるところなんですが、法律案全般につきましては、ひとつの決意、これ後ほどこの法案は委員会に提出すると思ふんですが、伺いたいと思いまして、障害者の福祉の基本となるのは、一口で申し上げると、その職業的自立にある。また、そのことと自体社会的連帯と責任において行われねばならぬということございまして、特に活力ある福祉国家を目指す我が国にとって、障害者雇用を促進していくことは極めて重要な課題であります。

○國務大臣(平井卓志君) 障害者の福祉の基本となるのは、御指摘ございましたように、委員御専門でございますが、現在の障害者対策はすべてこれは万全かということ、決して私もそう思つておりませんで、御理解を得ながらも今後さらに強力に進めていきたいというふうに考えております。

○前島英三郎君 きょうも、実は私と同じように、仕事をしながら中途で雇用の中において脊髄損傷になった方々の全国の代表の皆さんにお見えになつておられるわけですから、労働災害という立場で救済される法律はあるんですけれども、しかし、一番当事者が心配しておりますことは、今後自分が亡き後、妻や子供たちに對してどうしていつたらいんだらうという心配が大変強いということも、いずれにしましても、生き急ぎをしていることは事実であります。

今は非常に医学が発達しておりますから、かなり障害を持ちましても、まあ高齢化の中に障害者自身も入る可能性も出てきたことは事実であります。そういう意味では、内部障害あるいはいろんな疾病が重なり合いまして、妻子よりも早く旅立たなければならぬというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

ですが、現実には人生二十年ぐらいは割り引きしなければならないというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

今は非常に医学が発達しておりますから、かな

り障害を持ちましても、まあ高齢化の中に障害者自身も入る可能性も出てきたことは事実であります。それが、現実には人生二十年ぐらいは割り引きしなければならないというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

そういう意味では、内部障害あるいはいろんな疾病が重なり合いまして、妻子よりも早く旅立たなければならぬというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

今は非常に医学が発達しておりますから、かな

り障害を持ちましても、まあ高齢化の中に障害者自身も入る可能性も出てきたことは事実であります。それが、現実には人生二十年ぐらいは割り引きしなければならないというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

そういう意味では、内部障害あるいはいろんな疾病が重なり合いまして、妻子よりも早く旅立たなければならぬというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

今は非常に医学が発達しておりますから、かな

り障害を持ちましても、まあ高齢化の中に障害者自身も入る可能性も出てきたことは事実であります。それが、現実には人生二十年ぐらいは割り引きしなければならないというのが医者の皆さんの一般的な見解でもあります。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。今先生おっしゃった部分はいろいろ広い範囲でございまして、労働省単独ではないかと思いますし、また雇用の面だけでもいいかと思いますが、今後もう少し労働省も御存じだとと思うんですが、今後もう少しこそ問題にひとつ引き続き御検討いただきことをお願いします。

○前島英三郎君 終わります。

○中西珠子君 まず労働大臣にお伺いしたいと申します。

一昨年の九月のG5以降、急激な円高基調のことで産業構造の転換を迫られている日本の雇用情勢は、最近非常に厳しさを増しております。総務省の発表によりますと、本年一月の全国平均の失業率は三%。これは昭和二十八年の労働力人口査始まって以来の高い記録であります。この全国失業率三%というのは、歐米流の統計のとり方をしますと二倍にはなる、六%ぐらいだという意見の人も非常にあつたわけでございます。円高で結構受けている輸出関連の中小企業の産地、また構造不況、円高不況のダブルパンチで大幅な人材整理を行つておられる企業城下町など、特定の地域特徴の業種における雇用問題はますます深刻化しております。

このような状況のもとで労働省は、これまで定不況業種とか特定不況地域対策、円高に関連した地域の緊急雇用対策などを実施してございましたけれども、今回、ただいま議題となつております。その法案の基本的な考え方といふと、労働大臣にもう一度御説明願いたいと思うわけでございます。

この法案の基本的考え方方は、今先生御指摘の、最近の雇用失業情勢の状況を把握しながら、さらに、この業種がやられているんでございますが、その業種の集積しているいわゆる企業城下町と言われているような地域の問題、それから一般的に地域間の格差が出てきているというような状況を踏まえまして、地域での雇用の開始、さらには特定不況業種等によります雇用失業情勢が悪化している地域についての緊急な対策というようなものを盛り込みまして、従来から労働省がいろいろとやつております先ほどから御審議の中に出てまいりました地域対策を、全体をまとめて、総合的な対策として打ち出したわけでございます。そういうことでこの法案を整理いたしまして御審議願つている次第でございます。

でいるか」ということをお伺いしたいと思つたわけ  
でございます。

私自身も東京近辺の円高で打撃を受けているいろんな業種の方、また地域の方にもお会いいたしました。しかし、同じような発言があつたわけでござりますので、まず大蔵省に、G5、G7にも宮澤大臣がいらしたり、また大蔵省自身も非常に御努力をなすって、日銀の介入などもある、また英米、そしてフランスもほんの少しではあっても協調介入をしているというふうな状況ではありますけれども、果たしてそういうものがどのくらいの効果があるか、またこれから先どのように対策を考えていらっしゃるのかということについてお伺いしたいと思います。

響というような問題あるいは外国との関係もまして発言を差し控えさしていたみたいと思いつつですが、現在の相場の状況というのがこのようないま共同行動をとることが必要な事態であるといふ点につきましては主要国間、認識においていささかの相違もないと考えております。こうした認識を踏まえまして、引き続き関係国と協議、協力を続けて、為替相場の安定というものを図るべく努力を挙げていきたいというふうに考えております。

○中西珠子君 とにかく為替相場の安定というふの、それも低いレベルにおける安定というもののためには最善の努力をしていただきたいと思いま

がございまして、その関係で且下準備を進めておる段階でございます。

なおまた、先ほど大蔵省の方から御披露がありました先月の七カ国の蔵相会議のコミュニケにおきましても、予算成立後内需拡大策を準備するというふうになつております。ともども内外の公約となつておりますので、経済企画庁といたしましても、各省と十分な連絡をとりながら、今後その策定に向かつてなお努力してまいりたいと考えております。

**○中西珠子君** とにかく内需拡大策と総合的な経済政策を円高対策とともにつくるってやってほしい。そういうことが多くの方の願いがござりますから、本当に早い時期に総合的な対策を出していただきたいと思います。

それから円高関連でございますが、通産省は最近いろいろ円高の影響を受けて、ある企業の営業、生産、貿易等に大きな影響があると見て、その影響を緩和するための対策を検討しているところです。

休業、廃業、倒産、人員整理などの実情について調査なつたと伺っておりますが、今後の動向についてどのような見通しを持っていらっしゃいますか。例えば、円高の影響で海外直接投資、現地生産というものがどんどんふえているのはな

他方、この海外直接投資に伴いまして国内の地域経済あるいは雇用への影響につきまして懸念されますが、きめ細かい政策的な対応をしてまいりたいと考えております。また将来、懸念されまつて空洞化現象というものが起きないように、ますます内需主導型の経済成長を図っていくと同時に……

○委員長(佐々木清君) ただいまシンガポール共和国議員団一行がお帰りでございます。

〔拍手〕

○説明員(香田忠雄君) 私どもとしましては、新しい技術革新あるいは情報化というようなところから新規分野の開拓といふものに政策の重点を置きたいと思いまして、またそういうことを通じまして多様な雇用機会の創出を図っていくことが基本的にお重要だと思っております。こういふ考え方に基づきまして、各種の政策措置を講じてまいりたいと考えております。

○中西珠子君 今、内需拡大に資するような新しい産業のお話が出ましたけれども、通産省に相談に行くと、産業を転換すればいいんじゃないかと、こういふお話を聞く。そして、とにかく円高基調が固定化されてくると、どうしたって業種を変えて違う新しい業種に入していくということが必要になってくるということだと思うんでござりますけれども、その際、中小企業に対する融資措置とかいろいろありますけれども、どんな分野に入っているのかわからぬ。新しいところへ入っていつても、なかなか何年もわからないと軌道に乗らない。そしてまた、一つのところに入つていてそれがいいとなると、物すごくその分野に殺到してきて過当競争が起きる、そういうことがあるので本当にどうしていいかわからないと心配を表明された方が多いわけなんですね。地域における雇用開発といって、そして雇用機会の創出といつても、やはりその地域地域の経済

の活性化というか、どのような産業を持ってきてきたのようやつていくか、そして雇用機会をなるたけたくさんつくるような、しかも内需拡大に資するような産業を持つてくる、企業を誘致するということはとても難しいこともあるし、また通常省としては、労働省とタイアップして、地域における雇用機会の創出、そして地域経済の活性化というものを具体的にどのようにやつて、こうと考えていらっしゃるんですか。もちろん地方公共団体と相談をして、地域の実情に合ったものをやつていかなくちゃならないということなんですが、何にも経済的、産業的なビジョンがなくして雇用開発がやれるものではないと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○説明員(香田忠雄君) 先生がおっしゃいましたように、円高によりまして雇用情勢あるいは地域の経済がいろいろ問題を起こしていることは確かでございます。私も通産省としましては、まず中小企業の経営の安定、あるいは事業転換を円滑にするために、既に特定地域中小企業対策臨時措置法を制定いたしまして、中小企業の円滑な構造転換にお手伝いをするということでござりますが、さらに今国会に提出させていただきました産業構造転換円滑化臨時措置法案に基づきまして産業基盤整備基金というものを設けさせていただきまして、地域におきます雇用機会の創出に資する事業、こういふものに対する支援措置、あるいは新規立地の誘導のための諸施策を講じてまいりましたと考えております。

さらに、先生が御指摘になりました親企業の生産縮小あるいは事業転換に伴いまして下請中小企業がいろいろとお困りになつておられるわけでございまして、地域におきます雇用機会の創出に資する事業、こういふものに対する支援措置、あるいは新規立地の誘導のための諸施策を講じてまいりましたと考えております。

そこで、労働大臣は、今回のような法案もおつくりになってお出しになつたというのは、この条約をやはり批准した以上はこれを遵守しなければならないということもありますので、こういふ条約の精神も生かしてやつてくださるものだと思いますが、労働大臣いかがでござりますか。

○國務大臣(平井早志君) ただいまの問題についてお答えが御指摘のように考えております。これは委員が御指摘のように考えております。

○中西珠子君 それではちょっと法案の中身についてお答えが御指摘のように考えております。

まず、この法案が指定する地域は、労働省と緊密な連携を持って雇用の開発、そして雇用の安定のために、そしてひいては日本経済が停滞から脱却するということのために大いに頑張っていただきたいと思います。

大蔵省、企画庁、通産省の方、もうお帰りになつて結構でございます。

それで、いろいろ各省府からお伺いしたんですけれども、もう労働大臣は既に何回もこの委員会でおっしゃっておりますけれども、雇用対策、それから労働対策だけ孤立してできるものではなく、やっぱり経済政策、財政政策、税制の問題、金融対策、そういうものの、雇用対策、労働対策、職業訓練対策というふうなものが総合的に機動的に講じられなければならないと私も考えているわけでございます。

昨年、日本はILOの百二十二号条約、雇用対策に関する条約を批准いたしましたね。これにはやはり、各加盟国は、経済の成長及び発展を促進するために、既に特定地域中小企業対策臨時措置法を制定いたしまして、中小企業の円滑な構造転換にお手伝いをするということでござりますが、さらに今国会に提出させていただきました産業構造転換円滑化臨時措置法案に基づきまして産業基盤整備基金というものを設けさせていただきまして、地域におきます雇用機会の創出に資する事業、こういふものに対する支援措置、あるいは新規立地の誘導のための諸施策を講じてまいりましたと考えております。

さあ、今お話をございましたように政令で指定する地域というのは既にもう百三十八ですか、指定されているわけですね。この緊急雇用安定地域の中から特定雇用開発促進地域というものに指定して、直されるような地域が大分あるのかどうか、こういったものも含めてお答え願いたいと思います。

○説明員(廣見和夫君) 地域の指定につきましては、今お話をございましたように政令で指定するということになつております。この政令で指定する指定の基準につきまして、私ども中央職業安定審議会にもお諮りし決めるということいたしておりますが、その中では今お尋ねのございましたような具体的な数値、こういうものでもつてそれが地元の実情を正確に把握していく必要がある、このように思つております。したがいまして、雇用開発促進地域あるいは特定雇用開発促進地域、緊急雇用安定地域いすれにつきましても、例えば有効求人倍率あるいは求職者の動向といったようなものを具体的に把握し、一定の基準をもつて指定の検討を進めてまいりたい、また指定していくたい、このように考えておるところでございます。

それからもう一つ、例えば緊急雇用安定地域に指定された地域がその後の状況の変化等によって

のかどうかということを感じますが、これは状況の変化によりまして一定の指定基準に該当するようになります場合には御指摘のようなことが起こり得るだらうというふうに考えております。

○中西珠子君 地域指定については関係の地方公共団体の意見を聞くということになつておりますが、十分その意見も尊重していただいて彈力的に指定を行つていただきたいと思います。

それから、第六条に労働大臣は地域雇用開発指針を策定するということになつて、その指針の策定については「関係行政機関と協議するもの」となつておりますが、この「関係行政機関の長」というのはどこを指すんですか。

○説明員(廣見和夫君) この関係行政機関は、それ事業を所管している官庁がございます。例えれば通商産業省あるいは運輸省、建設省、農水省等でございますが、こういったような各機関の長である各大臣がこの関係行政機関の長に当たる。したがつて、こういったような関係行政機関と十分御相談をしていく、このように考えておるところでございます。

○中西珠子君 とにかく非常に雇用対策といものは総合的にやつていただかなくちゃいけないわけですから、この関係行政機関の長と十分御協議くださいって緊密な連携のもとに指針をつくっていただきたいと思います。

今度は地域雇用開発計画といものが都道府県の策定するものの中に入つておりますが、この地域雇用開発計画といものは実質的にはこの法案の中に出ておりますけれども、どういうことを入れてつくることになるのか、どういうお考えなんか聞かしていただきたいと思います。

○説明員(廣見和夫君) 地域雇用開発計画は、それぞれ雇用開発を進めようとするに当たりまして、それぞれの地域のいろんな特性を反映して進めていく必要がある、こういふ基本的な考え方からそれぞれの地域に応じた計画をつくる、こういふ考え方で法律に盛り込まれておるものでござい

ます。

具体的にはそれぞれの地域の労働力の需要供給の動向であるとか、見通しであるとか、あるいはまたどうやって地域雇用開発を進めていくかといつたような目標、あるいはその具体的な方策等につきまして、都道府県において作成していただくというふうに考えておるものでございます。

○中西珠子君 先ほどもちょっとと言いましたけれども、地域雇用開発をやつしていくにはやはりその地域でどのような産業を誘致するのかとか、どういう方向に向かって進んでいくってその経済を活性化していくのか。それと相まって、やはり雇用の創出というものをやっていかなくちゃいけない。雇用の創出のためにやっぱり経済的な開発のビジョンがなければならないと思うので、この地域雇用開発計画というのはそういうものも入りますか。

○説明員(廣見和夫君) 先ほど申し上げましたとおり、地域雇用開発計画は都道府県でつくつて、ただくということにいたしております。したがいまして、都道府県ではそれぞれ労働を担当する部局が中心になられるのかと思ひますが、当然のことながらそれぞれ県の各種の地域計画あるいは振興計画等々がございます。そういうような関連を十分考える必要もあるうかと思ひますし、また、今先生がお尋ねのよろんな関連対策、関連計画といったような問題との整合性、こういうものも必要でございます。

したがいまして、そのあたりそれぞれの地域にございまして、それぞれの都道府県で具体的にいろいろ工夫して計画の中に盛り込んでいただく、こういうことになるのではないかというふうに思つておりますし、また、そのように私ども指導しておきましたが、それぞれの都道府県で具体的にいろいろ工夫して計画の中に盛り込んでいただく、このようになるのではないかというふうに思つています。

○中西珠子君 私の一番先の質問が、都道府県の策定することになつてある地域雇用開発計画とは、それが実質的にどんなものですか、法律には書いてある施設、それから国及び県、関係出先機関などが、行政機関が連携を密にして地域の実情を踏まえて雇用対策の実施を行なうことで設置しておるものでございます。したがつて、どういうふ

ましたから結構です。

それで、今度は地域雇用開発会議といふものもおつくりになるそうですが、これの構成と機能について説明してください。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。地域の雇用開発の問題につきましては、今先生がおっしゃいましたような段階の計画も必要でございますが、さらに指定された地域でその地域の雇用開発のあり方につきまして、関係市町村や関係労使等を含めました地域の関係者が、地域の実情に応じて主体的にその方向を話し合っていくということが重要であると考えます。

こうした観点から、地域の関係者の主体的な取り組みを促していくために、雇用開発促進地域として指定された地域すべてに関係市町村、それから関係労使団体等を構成員とします地域雇用開発会議を設置するということにしたのでございまます。

この会議におきましては、当該地域の先ほど申しましたような趣旨に基づきます地域雇用開発のあるべき方向を話し合つていただき、関係者の意見を反映しつつ地域の実情に即した雇用機会の開発に努めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○中西珠子君 地域雇用開発会議と、もう既に円高対策としてやつていらつしやる円高関連地域緊急雇用対策会議、これとの関係、それから一方、地域雇用能力開発協議会、これとの関係をちょっとお示しいただきたいと思います。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

地域雇用開発会議の目的は今お話し申し上げた

ようなどころでございますが、地域緊急雇用対策

連絡会議と申しますのは、円高の影響等によりま

して雇用失業情勢が非常に厳しい状況にある地域におきまして公共職業安定所または公共職業訓練施設、それから国及び県、関係出先機関などが、

行政機関が連携を密にして地域の実情を踏ま

えた雇用対策の実施を行なうことで設置しておるものでございます。したがつて、どういうふ

うに雇用対策を行うか、それに基づきまして訓練や職業紹介等どういうふうに行なうかというようなことを連絡をとり合つてやるものでございます。

それから地域雇用能力開発協議会でございますが、これは先ほどのいろんな、既に造船業その他不況業種から離職者が発生した地域五地域につきまして、離職者等に対する職業相談、職業訓練、再就職のあつせん等を一貫して行なうということであります。

不況業種から離職者が発生した地域五地域につきまして、離職者等に対する職業相談、職業訓練、再就職のあつせん等を一貫して行なうことであります。これが、これに関連いたしまして、この法律が成立いたしました会議につきましては、この法律が成立いたしました会議につきましても設置が存続するということになります。

○中西珠子君 それぞれ目的が違うことはよくわかるんですけれども、地域雇用開発会議といふのを総合的なものとしておつくりになるんであれば、そういう職業能力を開発していき方面のもの、それから円高の緊急雇用対策の会議といふのの代表を地域雇用開発会議の中にも送り込んで、総合的な見地から施策を推進するということが必要なんじゃないでしょうか。それならばらばらにこれまでやつていたし、またそれ目的があらざるまでやつておられたし、それは結構ですけれども、存続しないとまた細かいことに触れられないということもあるでしようか。それならばらばらにこれまでやつていたし、またそれ目的があらざるまでやつておられたし、それは結構ですけれども、存続しないとまた細かいことに触れられないということもあるでしようから存続は結構なんですが、それぞれのところからそういう分野での人たちもこの地域雇用開発会議というものに入れていって総合的なものにしていくというお考えはないんですね。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

先生のおつしやる趣旨はごもつともございまして、したがつて、地域雇用開発会議におきま

ては関係市町村、関係労使団体等で構成すると申上げましたが、これは安定所ももちろん加わるわけでございまして、国の機関もここに入りました。会議を構成して、職業訓練施設の長等にも入っていただきたいというふうに思つております。そういうことで、総合的な会議としていろいろ議論していくたまくということになるわけでございました。

緊急雇用対策連絡会議につきましては、先ほど申しましたようにその中でさらに雇用対策面での実施に対する部分をその必要に応じて、これは全地域でございませんで、その必要に応じた地域によつてやつていただくことになるわけでございました。

○中西珠子君 私はたくさんこの法案の中でお聞きしたいことがあるんです。だけど、時間がもうあと六分ぐらいしかないんですからちょっとこれは中身を後から教えていただくことにして、問題だけ申し上げます。

第八条の二項に「特別の措置」というのが書いてある。第九条に「特別の配慮」第十条に「特別の措置」、第十二条に「特別の措置」、第十三条に「特別の配慮」、第十六条に「特別の措置」という言葉が出てくるんですね。その具体的な内容は何かといふことをお聞きしたかったんですけど、今答えていたまくとも私の時間がなくなつてしまふので、後でもいいから答えていただきたいと思います。「特別の措置」とは具体的な内容は何かといふことを教えていただきたいと思います。

それから、大変私が関心を持つておりますのは「公共事業への就労促進」。これは公共事業を非常に経済的に停滞しているところや不況のところ、また雇用情勢が殊に深刻なところに重点的に配分するということで大変結構だと思うんです。が、公共事業への吸収率、これをお決めになると、いうことですけれども、第十九条ですね。それから第二十条、ここに「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第二十二条の規定は、特定雇用開発促進地域である地域については、適用し

ない」こう書いてありますね。これが一項。二項が、その「特定雇用開発促進地域が高齢者等の安定期等に関する法律第二十二条第四項に規定す

る特定地域である場合」においては、これはとにかく「同条第一項中」と詳しく述べて書いてあるけれども、一口で言うと中高齢者である就職のできない失業者が就職することが著しく困難な地域として労働大臣が指定している特定地域にいる人は、とにかくこの今審議している法案の公共事業の吸収率の中にカウントするということですね。結局そういうことです。それで、「特定地域」というふうに指定されているのは今幾つぐら

いありますか。

○説明員(廣見和夫君) 中高齢関係で特定地域として指定してございますのは現在四十九地域ござります。

○中西珠子君 これが特定雇用開発促進地域なりそなところですか。

○説明員(廣見和夫君) この法律で今予定いたしております特定雇用開発促進地域と、それから高齢者関係の特定地域につきましては、それぞれ観点あるいはまた指定の基準が違っておりますので、必ずしも合致してくるという性格のものではないというふうに私ども考えております。

○中西珠子君 いや、私はとにかく高齢者が余り疎外されないようにとということを願つてこういふことをお聞きしているわけです。

それからもう一つは、第十九条の四項に「前三項に定めるもののほか、吸収率の定められており、公共事業への特定雇用開発促進地域離職者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める」、こうなつておりますけれども、賃金やなんかはどうなさるんですか。どういうふうにお決めになるんですか。

例えば失対ですね、緊急失業対策事業、これのが、公共事業への吸収率、これをお決めになると、いうことですけれども、第十九条ですね。それから第二十条、ここに「高齢者等の雇用の安定等に関する法律第二十二条の規定は、特定雇用開発促進地域である地域については、適用し

ふうになさるわけですか。政令にそういうことをお書きになりますか。

○説明員(廣見和夫君) この公共事業への就労の促進ということでの吸収率でございますが、ここで言つております公共事業は、通常一般行われる

公共事業でございます。そういったような公共事

業にできるだけ就職の難しいような地域の離職者の方を雇つていただき、吸収していただく、こう

いう趣旨でございますので、その率につきましては定め、または公共職業安定所の方からいろいろ紹介させていただきますが、賃金といったよう

な問題につきましては、こちらの方で特段関与することはない、通常の公共事業にできるだけ雇つていただく、こういうものでございます。

○中西珠子君 もう私の時間がおしまいになります。私は三十万人雇用開発プログラム、大変結構だと思つうんすけれども、失業率のどんどん増加していく傾向を見ますと、この三十万人で間に合うのかどうかということが大変心配なんですね。それで、まあとにかくこれをやつて、これだけでおしまいということではないという大臣の御答弁も、私に対してもなく、前の質問者の方に對してございましたから、これから大いにやつていついただきたい。

また、総合的にやはり経済政策、産業政策、雇用政策、労働政策というものを一体となつて推進するよう労働大臣が大いに頑張つていただきたい。それから、関係各省との緊密な連携をお保ちになつて、この法案に盛られた施策を実施していただきたいと、このように願つておりますので、労働大臣の御決意のほどをお伺いしたいと思いま

す。

○國務大臣(平井卓志君) 本委員会でも御答弁申し上げましたように、政策目標としてあらゆる対策をとつて、六十二年度は何とか二・九%程度の失業率に抑えた。これで対策十分かという御指摘でござりますけれども、これは先ほど来御答弁申し上げておりますように、私は労働省のこのたびお願いしている雇用対策、また従来の踏襲してまいった対策のみですべて解消されるとは考えておりません。

そこで、そういう深刻な事態に直面をしておりますが、本法案で失業の予防あるいは雇用対策等が解決のめどが立つてお考えになるかどうか、それをまず大臣から簡潔にお伺いをしておきたいと存ります。

そこで、お聞きをしたいのですが、今日の円高不況、そして産業構造の転換、産業の空洞化、そういう中で史上最高の失業率を更新するという大変深刻な事態に直面をしておるのは同僚委員からもいろいろと御指摘のあったところでございます。

そこで、お聞きをしたいのですが、今日の円高不況、そして産業構造の転換、産業の空洞化、それがどうしたことで準日切れ扱いというやり方でやられるという、まあ緊急対策をとられているわけ

です。

○中西珠子君 終わります。

○答脱タケ子君 それでは質問をしたいと思いま

す。

本法案は新しい法律ですけれども、情勢の要求

だということでお決まりたいというやり方でやら

れるという、まあ緊急対策をとられているわけ

です。

そこで、お聞きをしたいのですが、今日の円高

お書きになりますか。

○説明員(廣見和夫君) この公共事業への就労の促進ということでの吸収率でございますが、ここ

で言つております公共事業は、通常一般行われる

公共事業でございます。そういったような公共事

業にできるだけ就職の難しいような地域の離職者

の方を雇つていただき、吸収していただく、こう

いう趣旨でございますので、その率につきましては定め、または公共職業安定所の方からいろいろ紹介させていただきますが、賃金といったよう

な問題につきましては、こちらの方で特段関与することはない、通常の公共事業にできるだけ雇つて

いただく、こういうものでございます。

○中西珠子君 もう私の時間がおしまいになります。私は三十万人雇用開発プログラム、大変結構だと思つうんすけれども、失業率のどんどん増加していく傾向を見ますと、この三十万人で間に合うのかどうかということが大変心配なんですね。それで、まあとにかくこれをやつて、これだけでおしまいということではないという大臣の御答弁も、私に対してもなく、前の質問者の方に對してございましたから、これから大いにやつていついただきたい。

また、総合的にやはり経済政策、産業政策、雇用政策、労働政策というものを一体となつて推進するよう労働大臣が大いに頑張つていただきたい。それから、関係各省との緊密な連携をお保ちになつて、この法案に盛られた施策を実施していただきたいと、このように願つておりますので、労働大臣の御決意のほどをお伺いしたいと思いま

す。

○國務大臣(平井卓志君) 本委員会でも御答弁申し上げましたように、政策目標としてあらゆる対策をとつて、六十二年度は何とか二・九%程度の失業率に抑えた。これで対策十分かという御指摘でござりますけれども、これは先ほど来御答弁申し上げておりますように、私は労働省のこのたびお願いしている雇用対策、また従来の踏襲してまいった対策のみですべて解消されるとは考えておりません。

そこで、そういう深刻な事態に直面をしておりますが、本法案で失業の予防あるいは雇用対策等が解決のめどが立つてお考えになるかどうか、それをまず大臣から簡潔にお伺いをしておきたいと存ります。

そこで、お聞きをしたいのですが、今日の円高不況、そして産業構造の転換、産業の空洞化、それがどうしたことで準日切れ扱いというやり方でやられるという、まあ緊急対策をとられているわけ

うは具体的に問題を提起して、こういった問題はどうなるかと、救済できるのかという立場でお聞きをしていきたいと思います。

その一つは、例えば今大阪の大東市にあります三洋電機の住道工場というところでは、昨年の暮れにパート労働者を二百人首を切りました。さらに、ことしの三月に千二百人に上るパート労働者、これはあそこの会社では定勤社員といまして進社員なんですが、この千二百人の解雇が行われたのであります。これは御承知になっておられますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

大阪府からの報告では、三洋電機は大手家電メ

ーカーの中でも輸出比率が高いところで、売上高の六〇・六%だそうでございますが、昨年来の急激な円高で大きな影響を受けて、全面的に要員を見直さざるを得なくなっているということで、御指摘の住道工場においては二月十八日に、三月二十日付でパートマイマー社員千百九十七名を雇用期間満了として雇用を打ち切ることを通告したというふうに聞いております。

○杏脱タケ子君 それで、定勤社員という、まあ準社員なんですが、五年、十年勤続のこの定勤社員といふ準社員、継続して働いている労働者を合理的な理由なしにやめさせることはできないはずだと思います。これはいろいろな判例の動向から見ましても、不法不当な解雇ではないかと思うんですがね。その点についての御見解はどうですか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

長期にわたって雇われていたものかどうか、私のところの調査ではよくわからないわけですが、今までの調査をいたしておりませんが、実態の把握をしていない状況では何ともお答えできません。

○杏脱タケ子君 大阪府から聞いたとおりしゃつているんですがね。それを論争してもしようがないからね。どんなやり方をしたかということをちょっと言いましょう。あなたの方の調査の御参考

にしていただくといい。

大東工場では、昨年の暮れにいわゆるパート労働者を二百人首切ったんですね。ことしの二月十八日に新たに千二百人——千百九十七人で聞いた。これもどんなんふうにやつたかというと、二月三日の朝礼で、二月十二日から自宅待機をしてくれと言われた。その理由は、二十八億円の赤字と生産調整のためだと、こう言うたそうです。しかし、自宅待機を命ぜられた労働者たちは不安だから、首にいるのと違うかといって会社へ聞きに行っているんですね。そういうことはありませんと言われていた。

そうしたら、二月十一日のサンケイ新聞で、二月で打ち切りだと、首だということが報道され

た。そこで、心配をしてまた聞きに行つた。ところが、去年の暮れに二百人首を切ったときに、そ

の後で、六ヶ月定期の更新もやりましょう、夏服の注文もいたしましようという話があつたので、一方では不安もあるけれども、定期も六ヶ月買え

と言っているんだし、夏服の注文もあるんだから、まさか首になることはなかろうと思って、不安と期待と両方で入りじっていた。ところが、二月十八日の朝礼で、定勤社員全員三月二十日で契約更新をしない、つまり首切りだという宣告をしたというふうですね、朝礼で。

その後、その千二百人を一人ずつ呼び出して、退職金の関係書類に署名、捺印を千二百人を一時間半でやつたそうですね。全く異様な雰囲気で、何やらわからぬと。署名やら捺印、印鑑持つてないのは押印でよろしいと、こういうふうにやられたというふうですがね。労働者にしたら、だまし討ちに遭つたようなものだといって怒つてゐるんですよ、これは婦人労働者ですが。

こういうやり方というのは、労働者の自由な意意思退職と言えるか。これは意見を聞きたいところです。こういう事態で首を切つてゐるんですけど、これが婦人労働者ですが。宣言して、それそこへ職安の所長以下職員が四五名呼ばれて雇用保険の失業給付の説明などをやるというの、これは一体何をしているのかと言いたい。こんな一遍に千二百人も首切つても、それたら困るということで、これ待つたをかけるという話に来ているというなら話わかりますが、会社から呼ばれたから失業保険の説明に来ているんやと、一体何事か。これはこんなことをやつてお

○政府委員(白井晋太郎君) ちょっと私には所管

が違いますので、お答えしにくいところでござりますが、任意退職と言えるかどうかは、先生のお話を聞いておれば任意退職でないかもしれませんとすれば、これは期間満了ということであつて、任意退職の問題とはちょっと違うんじゃない

かと思います。

○杏脱タケ子君 調査をしてないんであんじょう

知らないとさつきは言つたんだね。だからよく調査をしてもらいたいと思ひますよ。

さらにその同じ二月十八日、会社が千二百人、朝礼のときに解雇の通告をした直後に、門真の職業安定所の職員が会社に呼ばれて雇用保険の説明を行つておられますか。

○政府委員(白井晋太郎君) その点については報告を受けております。

大阪府からの報告によりますと、三洋電機か

ら、従業員に対しまして社会保険関係の説明をし

たいので安定所からも説明に来てほしいという要請がありまして、二月十八日に所長が説明を行つたといふふうに聞いております。当日は解雇予定

者のみではなく他の従業員も出席して安定所の説明を聞いた。安定所としては、その辺の要請の話はよくある話でございまして、雇用保険制度全体についての説明の要請があれば、制度の周知のためにその要請にこたえるということで、今回もその要請にこたえて御説明に上がつたということの報告を受けております。

○委員長(佐々木清君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま千葉景子君が委員を辞任され、その補

欠として山口哲夫君が選任されました。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

先生おっしゃるように、解雇者を集めてそこで

説明に來いと言つて説明されたのかどうか、そ

このところはつまびらかではございませんし、大

体、職業安定機関がやる場合には、解雇されて失

業のときの労働者の生活の安定を図るために雇用

保険給付、失業給付というのはあるわけござい

ますから、それの説明をして何で悪いかというふ

うに思います。

○杏脱タケ子君 何を言うとんね、あんた、この

法律わざわざ緊急につくるうというのは、失業の

予防をし、雇用をどう進めるかということが労働

省の緊急の施策だと言われているでしょう。それ

はそういう事態のときに大量解雇、千二百人も首

切れれて、それでいやそれは後の労働者の生活のため失業保険の説明に行くのは何が悪いかと、あんた本末転倒と違うかな、そういうやないです

つたら、言うたら水道の栓あけて失業者がどんどん出てくる。労働省は底の抜けたバケツ持つて水受け行つて、いるのとかわらへんやないですか、実際。本当にナンセンスですよ、それは。労働者は首切られて必死になつて、今首の宣告されたすぐそこへ行つて雇用保険の失業給付の説明行くなんて、こんなむちやくちやですよ。そういうやうり方をやつていたんでは困ると思う。

そこで大臣、今度の法律ですね、こういう法律でこういった三洋の大量解雇のような労働者の失業の予防、これできますか。局長、こんなナンセンスなことやつているんやから、労働省が、だから言つてているんです。



ところが、ことしの一月には日立造船から移籍をするということで日立造船とは縁を切つて、そこは解雇されて子会社へ移ったわけです。ところが、移った途端にもう仕事がないからというので、三月十五日から希望退職を募り出したんですね。百三十人中百二十六人の希望退職を募る。それに達しなかつたらあとは指名解雇だといふんですね。それなら百二十六人全部希望退職が一人もなかつたら全員指名解雇ということになるわけですね。実質的には、四月には事实上の閉鎖ということになるらしいんですがね。

それで、その日造チーブラというのはもちろん日立造船の一〇〇%出資です。それから受注も営業権も日立造船が握っている。仕事がないから

いうてやめるというんですけれどもね、これまた

海外進出と関係があるって、日立の場合はシンガポールのロビンドックヤードという合弁会社があるんですね。ここでは仕事が山積みで船が並んでい

るというんですね。こういう事態というのは、だから中の労働者は大変困つておりますが、このよ

うな大企業が直接——どうも大分やめさせていま

すけれども、そうするといろいろ影響が大きい

ということなんだろうが、大企業が労働者を直接

やめさせるというやり方をとらぬで、一たん子会

社というところへ自分のところが一〇〇%出資

で子会社をつくつて、賃金、労働条件は従来ど

おりといふ約束、いわゆる在籍出向させて一定の期

間、一年余りですね、これは雇用調整給付金もも

ろうでおられるですね。一定の期間過ぎたら、労

働者を本社と首切つて移籍をして、そして今度は

仕事がありませんといって子会社で首切る。こんな

やり方が認められるかなと思うんですが、労働

省どうですか、こんなやり方認めますか。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。

先生の御説明の方が非常に詳しいわけでございま

ますが、その問題につきましては、四月十五日付

で希望退職者を募集しているという報告を受けております。これについて、管轄の労働安におきま

しては雇用調整について五名しか残らぬという

ところが、ことしの一月には日立造船から移籍をするということで日立造船とは縁を切つて、そこは解雇されて子会社へ移ったわけです。ところが、移った途端にもう仕事がないからというので、三月十五日から希望退職を募り出したんですね。百三十人中百二十六人の希望退職を募る。それに達しなかつたらあとは指名解雇だといふんですね。それなら百二十六人全部希望退職が一人もなかつたら全員指名解雇ということになるわけですね。実質的には、四月には事实上の閉鎖ということになるらしいんですがね。

大臣、そんなことは私片手落ちだと思うんです。余りしゃくし定規じゃなくて、もっと柔軟な対応を考えてもらえませんかね。

○国務大臣(平井卓志君) やはりこの三つの指定がございまして、それぞれ一応基準を設けて、審議会に諮り、検討し、結果を出し、そして政令で指定するという段取りでございますが、今お述べになりましたそういうケースについてどうかといふことになりますと、私はもともとお願ひをいたしました最初の段階から、この法案についてやはり非常に御指摘のように緊急でやるからでき得る限り機動的かつ弾力的に、余りしゃくし定規にやつてはこの法律の、またこの制度の趣旨というものは生かされぬじやないかというふうに言ってきたところでございますが、そういう今具体的な御指摘の問題についてはどこまで配慮して考えられますか、これは今後検討させていただきたいと、こう考えております。

○省脱タケ子君 ゼビこれは柔軟な対応という立場で御検討をいたさうと思ふんですよ、これは私が出したケースだけの意味じやなくて、どうなると随分あるんですね。だから、その問題はぜひ柔軟に対応を検討していただきたい。

最後に、この本法案には三、四、五条に「関係者の責務」というのが規定されておりまます。四条に、地方公共団体の責務と、この開発の促進と失業者の再就職の促進に努めるようという規定をしておりますね。

私は、これ地方団体からいっては、たゞが逆ではないかと思う。むしろこんな地域は円高の被害を受け、あるいは産業構造転換の影響を受け、空洞化の影響を受けて労働者はもちろん労働者の家族、地域経済、その地域の自治体というのが一番被害を受けているわけです。その被害を受けている自治体の責務というのは、とにかく失業者の再就職の促進やとか地域雇用開発の促進やという受け皿だけを責務にするのはちょっと本末転倒ではないかと思うのです。こんな努力規定を設けるのなら、むしろ問題の根源に対してもういちばん

らな産業調整や空洞化、こういうことが果たして適切なかあるいは大量解雇などが出ていくといふふうなことが適切なのかどうかということを、

その地域の自治体で調査をする権限だとか勧告権だとかそういうものをおえないと逆じやないか。とにかく首は切りほうだい、工場の撤退はしきたところには出ほうだい、これではうだい、それから海外には出ほうだい、これではあとの失業者の雇用の促進だと失業者の再就職の促進だとだけを自治体の責務と言われたら困ると思うのですよ、実際。それは逆なことになつたところです。

○省脱タケ子君 はは、労働省と一緒に、それが政府の施策で、さつきも法案挙げましたが、施策でどんどん産業構造の転換をやられて大工場を撤退する、円高不況でひどくなる、海外進出は広がる、これで失業者が水道の栓ひねったみたいにザーザー出てくるわけです。こんなことで地方自治体は破れたバケツどころの騒ぎじやないですよ。手の打ちようがあらへん。労働省やつたらまだ少々底が抜けっていてもバケツ持つて走れるんですから、実際。

だから、この辺はせつかく責務を入れるんだつたら、そういうむしろその地域としてはこういうことについての立場から、これは調査をする権限だとか勧告をする権限だとかというものを与えるべきではないかと思いますが、いかがでしょう。

○委員長(佐々木満君) 時間なんですけれども、最後に大臣に一言。

○省脱タケ子君 一言ですよ、簡単に。もう五分超過しますから。

○省脱タケ子君 大臣、一言と言われるんで、もう多くを申しません。とにかく國の施策全体として、失業者が水道の栓をあけるみたいな形になつて、労働者はそれにバケツで受けて回るという結果になつてゐるようなんで、私は本当に労働大臣がその責務を果たされるという立場にお立ちにならん、國全体の施策を閣内で水道の栓をとめるという役割をゼビ果たしていただかなければならない時期だと思うんですが、御見解を伺つて終わりたいと思います。

○国務大臣(平井卓志君) さらによく勉強させていただきます。

○柳澤錬造君 労働大臣が、この法案の提案説明の中でも、造船業は大変な不況だということを触れられておりましたし、私もこれ時間がないんですから造船のことだけに絞つて御質問してまいりたいと思うんです。

私は、おつしやつたので、責務自体もあれでございませんが、責務の趣旨につきましては、この地方公共団体として持つてある責任の一端であるうといふことで責務を規定してあるわけでございます。企業が入つてくるかどうか、それから企業が撤退したり失業者が出てくるという問題につきましてお話し上げたいと思うんです。

まず最初に、ずっと今までの御答弁をお聞きしましたが、造船業がどのよくな状態にあるのかといふことで、造船業がどのよくな状態にあるのかといふこと、造船業がどのよくな状態にあるのかといふことをお考えかということをまず第一にお聞きをします。

○国務大臣(平井卓志君) 私が当委員会で事例として申し上げた事態よりも造船業界はさらに深刻であるという御指摘でございます。私もそのように理解をいたしております。

現在のところ、労働省としましては、造船業を臨時措置法に基づきます特定不況業種に指定いたしておりまして、さらにまた造船業が相当程度に集積をしまして、さらに雇用失業情勢が悪化している特定の地域につきましては、特定不況地域または緊急雇用安定地域に指定をいたしておるわけでございます。そういう中で各般の対策を講じて雇用の安定に努めたい。

うにもならぬだらうといふうな見通しがあつたんです。ところが、あのよくな円高でもつて輸出船はもう皆無、もう六ヶ月間のところでもつて一勝三十五敗といつて、ほとんど絶無な状態になつてしまつて。プラント輸出はこれは全滅になつちゃつた。したがつて、そういうふうな状態で昨年からことしにかけて先ほどの御答弁の中に出てきた数字段階よりかはるかに高い、今のところ三万五千人ぐらゐになるだらうといふうな見通しが予想されているんです。

○省脱タケ子君 時間なんですけれども、最後に大臣に一言。

○委員長(佐々木満君) 一言ですよ、簡単に。もう五分超過しますから。

○省脱タケ子君 大臣、一言と言われるんで、もう多くを申しません。とにかく國の施策全体として、造船業がどのよくな状態にあるのかといふことをお考えかということをまず第一にお聞きをします。

大手企業の中でも現実に希望退職を募りたくても退職金の調達ができないからといってまだ募集をしないでいるようなところがあるわけなんです。さらには、これも大手ですけれども、昨年はベースアップ・ゼロ、ことしもベースアップ・ゼロどころじやなくて定期昇給までゼロで、もう貯金カットに入るというふうな状態が出てきております。

大手企業の中でも現実に希望退職を募りたくても退職金の調達ができないからといってまだ募集をしないでいるようなところがあるわけなんです。さらには、これも大手ですけれども、昨年はベースアップ・ゼロ、ことしもベースアップ・ゼロどころじやなくて定期昇給までゼロで、もう貯金カットに入るというふうな状態が出てきております。

したがつて、そういう大変な不況だということの認識を深めていただき、要は雇用創出さえあればよろしいわけなんです。その雇用創出がないからいろいろこういうふうな法律をつくつてやつていただかなきゃならないんで、したがつてそういう状態にある造船業のことを考えまして、雇用対策で労働者がお見えになつている点はいかがなことをお考えかということをまず第一にお聞きをします。

○国務大臣(平井卓志君) 私が当委員会で事例として申し上げた事態よりも造船業界はさらに深刻であるという御指摘でございます。私もそのように理解をいたしております。

現在のところ、労働省としましては、造船業を臨時措置法に基づきます特定不況業種に指定いたしておりまして、さらにまた造船業が相当程度に集積をしまして、さらに雇用失業情勢が悪化している特定の地域につきましては、特定不況地域または緊急雇用安定地域に指定をいたしておるわけでございます。そういう中で各般の対策を講じて雇用の安定に努めたい。

さらだ、いま一つは、六十二年度お願いしておるわけでござりますが、三十万人雇用開発のプログラム、この実施によりまして雇用機会の確保、また現在御審議を本委員会でいただいておりますこの地域雇用開発等促進法の制定、こうしたことで地域雇用対策をさらに一段と強化充実いたしまして、さらには、先ほど申し上げておるよう、この法律の枠はござりますけれども、制度面に努めてまいりたいと考えております。

○柳澤鍛造君 大臣、そういう点でぜひお取り組みをいただきたい。

それで、今もお話をありましたように、造船業というものは特定の地域の産業の中核の役割を果たしているわけなんですね。いわゆる企業城下町といふことがよく言われているのもそこにあるわけなんです。したがって、造船が不況になつてくるとその地域経済全体がもう麻痺状態になつてしまふ。そういう点に立ちまして、今回のこの地域雇用開発等促進法案というのができ上がるわけですけれども、この法案がそういう造船不況地域に対して具体的にどうふうな施策というか、対策といふか、そういうことが進められるわけをお考えですか。その点をお聞きしたいんです。

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

今回の法律におきましては、それらを受け継ぎながらいろいろな施策を盛り込んでいくということをございまして、先ほどから御審議いただいておりますように、地域の雇用失業情勢のそれぞれによりまして、雇用開発促進地域、それから特定雇用開発促進地域及び緊急雇用安定地域として指定することにいたしております。

これらの地域につきましては、新たに創設され

ます地域雇用開発助成金、中身は賃金助成、それから雇用の増に伴います施設等に要します資金等への助成、それから移転のための移転費等の助成等と一緒にしました地域雇用開発助成金制度を創設するということで、雇用の機会の増大を図つて、また、そのほかこれらの地域につきまして職業訓練、職業紹介等の措置を、また福祉施設の設置等を図つていくということです。

○柳澤鍛造君 時間がないから余り細かいことを聞けないんですけども、もうちょっと具体的に、この法案に基づいてこれこれが実際に実施をするんですけども、どういうこと、後で結構ですかから書類か何かで私いただきたいと思うんであります。

次にお聞きしたいことは、今も言いましたように、造船不況ということが造船だけでなくて地域全体に及んでいく。言うならば、地域全体の不況をどうやって克服をしていくか、救済をしていくかということになるので、先ほども言いましたように、失業した人たちを救うということよりも、どうやって雇用機会の開発、雇用創出をするかといふことになるので、先ほども言いましたように、失業した人たちを救うということよりかは、どうやつて克服をしていくか、救済をしていくかといふことになるので、先ほども言いましたように、失業した人たちを救うということよりも、どうやつて雇用機会の開発、雇用創出をするかといふことの方が先決というか、大事なんですね。雇用さえ出してくれれば整理をやる必要もないことだし、失業者も生まれないわけなんです。ですから、そういう点で地域の雇用開発を図るというふうな仕事やつたらいいかといふようなことで、地域雇用開発促進地域といふか、名前なんかどうでもいいですけれども、何かそういうものを持ちまして、そしてどういう仕事があるか、どういうふうな仕事をやつたらいいかといふようなことをお聞きがな

くかといふかと、いろいろな点をお聞きがな

○柳澤鍛造君 ありがとうございます。

それで時間がないから、私自治省も呼んでないんだけれども、自治省の方にもその点をやっぱりお話ししていただきたいと思うんです。前に自治省に行きましたときにもそういう話はしているわけですねけれども、やはり失業者が出てから雇用保険で救うんだという、それも一つの道で、当然やつていただかなきゃいけないんだけれども、それ以前にそういう雇用さえ出してくれば、仕事さえ出いでれば失業者もつくらぬでいいんだから、そういう点で、地方自治体も何もみんなもって本気になつて取り組めといふことの御指導をいただいたいと思うんです。

それから次には、造船業というのは歴史もかなり古く、それからみんなかなり高度の技術を持つて、地域雇用開発会議といふか、名前なんかどうでもいいですけれども、何かそういうものを持ちまして、そしてどういう仕事があるか、どういうふうな仕事をやつたらいいかといふようなことをお聞きがな

くかといふかと、いろいろな点をお聞きがな

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたします。

現在御審議をいただいております六十二年度予算案、今度暫定予算の方にもお願い申し上げておきますが、三十万人雇用開発プログラムにおきましては、現在出しております地域に関する法律の大きな柱といいたしまして、委託訓練を中心とする職業転換訓練、これにつきましては受け入れる企業、それから専修学校その他も含めまして委託先に大幅な賃金助成をしながら、また訓練を要する費用を支払いながら、そういう転換を図つていただきたいといたしまして、そういう転換を図つていただきたいと、いうふうに思つておる次第でございます。

○柳澤鍛造君 時間がなくて十分聞けないんで、最後はこれは大臣からお答えをいただきなければと思ふんです。

今の不況というのは、これは私の感じだけれども、戦後の昭和二十年代は別だと思うんですね、敗戦後のああいう状態だったんですね、もう国全体が混乱を起こしていった。しかし、昭和三十年、三十一年ころからずつと高度経済成長に入ってきて、いい産業もあれば悪い産業もあって、多少のことがあつても今のよろんな状況とはかなり私違つうと思うんです。ですから、そういう点に立つて今の不況の深刻というものは従来に考えられないことがあつたような状態にあるんだというふうなことをお聞きがな

うしてもだめなら、今度は職業転換で何か違つた職種の方に転換してもらう。そのためにはそれがどうかといふ点をお聞きがな

○政府委員(白井晋太郎君) お答えいたしました。

今先生御指摘のように、この地域雇用開発助成金制度等を柱にしながら制度自体をつくり上げて、それに伴います企業またはその地域での事業も、それに伴います企業またはその地域での事業も、もちろん関係者の話し合いで知恵を出してもらわなければならぬという面があるわけでございまして、そのためにこれらの指定地域につきましては関係市町村、関係労使を含めました、もちろん国の行政機関も入りまして、地域の関係者で地域の事情に応じた主体的な方向での話し合いをしていただく。そういうところでは地域開発についての具体的な施策その他を考えていただくといふことで地域雇用開発会議といふものを設置いたいというふうに考えております。

○柳澤鍛造君 ありがとうございます。

それで時間がないから、私自治省も呼んでないんだけれども、自治省の方にもその点をやっぱりお話ししていただきたいと思うんです。前に自治省に行きましたときにもそういう話はしているわけですねけれども、やはり失業者が出てから雇用保険で救うんだという、それも一つの道で、当然やつていただかなきゃいけないんだけれども、それ以前にそういう雇用さえ出してくれば、仕事さえ出いでれば失業者もつくらぬでいいんだから、そういう点で、地方自治体も何もみんなもって本気になつて取り組めといふことの御指導をいただきたいと思うんです。

それから次には、造船業というのは歴史もかなり古く、それからみんなかなり高度の技術を持つて、地域雇用開発会議といふか、名前なんかどうでもいいですけれども、何かそういうものを持ちまして、そしてどういう仕事があるか、どういうふうな仕事をやつたらいいかといふようなことをお聞きがな

はそんなこと言つていられないのですから、さつきも言つたように、人を減らしたくなつてそのための退職金の金の調達ができないといつて人減らしができないような、大手なんです、これが。それだけに、かなり高齢者を半強制的にやめてもらうようなことがとられているわけです。五十歳前後から上の人たちがそういうやういでもつて職を離れたら、今度はどこへ就職するかといったら、その地域では働く場所がないわけなんです。ですからそういう点に立つて、再就職というものが極めて困難な状態にある。したがつて、この促進法、今度成立して早速やつていただきたいんですけれども、それぞれの地域でもつて実情がかなり違うと思うんですよ。したがつて、そういうそれぞれの地域の実情を十分把握されて、弾力をもつて考えて運用をしていただきたい。わかりやすく言えど、応用動作をきかして、せつかくつくれられた法案を有効に生かしていただきたい。

そういうことで、最後は労働大臣から少し、言うならば本法の施行に当たつての御決意のほどをお聞かせいただきたいと思うんです。

○國務大臣(平井卓志君) もう多くは申しませんが、私も昨年、日立造船因島工場へ参りました。三千数百の従業員が数カ月を経ずしてもう二百人まで減つてしまつて、やはりあでございます。

この地域法の施行後に弾力的運用をもつてどこまでやるかという御指摘でございますが、本委員会でも答弁申し上げておりますように、やはりあくまでも法律でございますから一つの枠はございましょうが、この制度の趣旨というものを十二分に勘案をいたしまして、いま一つは、その制度の趣旨の、さらに法律の周知徹底というものの國らなければいかぬ。

当然のことながら、弾力的運用というのは今までやるかということになりますと、これは当面、業種の指定においてどこまで弾力的に指定基準のところを運用できるか。さらに、個々の助成

はそういうところで今御指摘の応用動作等と、これらは個々地域の特性に応じていろんなケースがあると思いますけれども、できるだけ雇用問題の解決を離れたら、今度はどこへ就職するかといったら、その地域では働く場所がないわけなんです。五十年後から上の人たちがそういうやういでもつて職を離れたら、今度はどこへ就職するかといったら、その地域では働く場所がないわけなんです。

ですからそういう点に立つて、再就職というものが極めて困難な状態にある。したがつて、この促進法、今度成立して早速やつていただきたいんですけれども、それぞれの地域でもつて実情がかなり違うと思うんですよ。したがつて、そういう

措置、援助、情報交換、出資等々も含めまして、ともかくにも三十万雇用開発プログラム、ま

さに労働省としては画期的な千百三十億の予算を組んでおりまして、結論から申し上げると、一面好ましいことはございませんが、また制度の趣旨から申し上げますと、この予算はもうできるだけ速やかに執行してしまう。さらに、足りないところは、今私が申し上げることでございませんけれども、そこはまたそれなりの予算措置をすることでもつておまりませんし、とにかくせつかくお認めいただく制度でございますので、最大限の活用

ということです。さあそれでございませんから、決して三十万人にもこだわっておりませんし、とにかくせつかくお認めいただく制度でございますので、最大限の活用

論はないものと認めます。

これより採決に入ります。  
○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

〔賛成者挙手〕  
糸久君から発言を求められておりますので、これを許します。糸久君。

○糸久八重子君 私は、ただいま可決されました地域雇用開発等促進法案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党、国民会議、日本共产党、民社党、国民連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

○柳澤鍊造君 大臣ありがとうございます。

それで、今もお話しの三十万人雇用開発プログラ

ム、これはもう御答弁を求めるんではなくつて、速やかにやつていただき、また日々の機会にこの場でもつて、きょう決められた法律がこの

とおり実行してこれだけの成果が上がったといつて、そういう報告が私どもに聞かしていただけるよう、迅速にこの法案の実施ということにお取り組みいただきたいという、そういう要望だけ申し上げて終わります。

○委員長(佐々木満君) 以上をもつて質疑は終局したるものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

一、深刻な地域の雇用動向を迅速、的確に把握し、国と地方とが一体となつて本法の適切、

かつ機動的な運用を図ること。特に、地域指定については、関係諸施策との連携に十分留意しつつ、関係地方公共団体等の意見も十分尊重して弾力的に行うこと。また、各指定地の対策については、労使関係者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

二、地域における雇用の安定を図るため、地域経済の活性化に努めるとともに、中小、下請企業労働者対策が重要であることにかんがみ、各種援護措置が適切に活用されること。

三、現下の厳しい雇用失業情勢に対応した雇用対策の基本方針の確立に努めること。また、本法の効果的な運用を図るとともに、中高年労働者の雇用安定対策、パートタイマー、派遣労働者の雇用紹介機能の充実等雇用対策全般にわたる一層の強化を図ること。

なお、各地域における雇用開発に係る情報の普及に努めること。

四、円滑な職業転換を図るために、地域における職業能力の開発が重要であることにかんがみ、公共職業訓練施設の充実・強化、民間各種職業訓練施設の積極的活用等職業能力開発体制の整備を図ること。

五、公共事業への離職者の吸収に努めること。

六、地域雇用開発等促進法案に対する附帯決議案を朗読いたします。

○委員長(佐々木満君) 地域雇用開発等促進法案に対する附帯決議案を朗読いたします。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(佐々木満君) ただいま糸久君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

九、法施行後一定期間を経た時点で、制度の実

施状況等について十分な検討を行うこと。

踏まえ、業種雇用対策の充実・強化の検討を

進めること。

七、各種助成金等については、その有効活用が

図られるよう努めること。

八、本法の実効ある運営を確保するため、定員増を含め行政体制の充実・強化を図ること。

九、法施行後一定期間を経た時点で、制度の実

施状況等について十分な検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(佐々木満君) ただいま糸久君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

以上でございます。

○委員長(佐々木満君) 全会一致と認めます。

よつて、糸久君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、平井労働大臣から発言

を求めておりましたので、この際、これを許し

ます。平井労働大臣。

○國務大臣(平井卓志君) ただいま決議のあります附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしまして努力してまいる所存であります。

○委員長(佐々木満君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○委員長(佐々木満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十一分散会

二月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るために対策に関する請願(第二号)

(第五号)(第六号)(第七号)(第八号)(第九号)

(第一〇号)(第一一号)

一、雇用対策に関する請願(第二二号)

(第一〇号)(第一一号)

一、国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する請願(第一六号)

一、子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るために対策に関する請願(第二三号)

(第三号)(第五〇号)(第六六号)

一、保育所制度の充実に関する請願(第三号)

(第三号)(第五〇号)(第六六号)

二、成長期にある子どもたちにとって、たばこは大人以上に健康を害するものであるにもかかわらず、

紹介議員 杏脱タケ子君  
成長期にある子どもたちにとって、たばこは大人以上に健康を害するものであるにもかかわらず、  
上源子 外二十四名

紹介議員 成長期にある子どもたちにとって、たばこは大人以上に健康を害するものであるにもかかわらず、

高校生、中学生、さらには小学生の喫煙は広く流行しており、次代を担う子ども・青少年の健康影響は誠に憂慮すべき状況にある。また非喫煙者たばこの煙から守り、あるいは喫煙者たばこの煙について正しい知識を与える国レベルの取組は諸外国に比べて十分とはいえない現状である。ついては、子ども・青少年及び非喫煙者たばこから守り、また喫煙者にたばこの害について正しい知識を与え、たばこの害から国民の健康を守るために、次の対策に早急に取り組むようになされたい。

一、子どもたち(赤ちゃんと胎児を含む)が大人のたばこの煙を意思に反して吸わされている

状況の改善を図り、かつ非喫煙世代を育成し、

またたばこの害から国民の健康を守り、世界保健機関(WHO)の提唱している煙草のない二十世紀を目指して、長期的・総合的・組織的な対策推進機関をつくること。

二、子ども・青少年がたばこに染まりやすい社会環境の抜本的な改善を行なうための対策を推進すること。

三、小中学校・家庭・地域・スポーツ団体・保健医療機関・職場などでの禁煙教育、啓発活動を推進・指導し、子どもたちや大人にたばこの害について正しい知識を与えること。

四、快適環境づくりのために、子どもの出入する場所、青少年施設、スポーツ施設、公共の場所・乗物・レストラン、人の集まる場所、職場などの禁煙対策、あるいは喫煙場所と禁煙場所を分ける分煙対策の推進・指導を行い、非喫煙者を煙害から守ること。

第五号 昭和六十一年十二月二十九日受理

子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るために対策に関する請願

請願者 大阪府堺市庭代台四丁二ノ三 野

紹介議員 上源子

外二十四名

紹介議員 杏脱タケ子君

成長期にある子どもたちにとって、たばこは大人以上に健康を害するものであるにもかかわらず、

上源子 外二十四名

紹介議員 成長期にある子どもたちにとって、たばこは大人以上に健康を害するものであるにもかかわらず、

上源子 外二十四名

紹介議員 成長期におけるたばこの害

請願者 大阪府堺市庭代台四丁二ノ三 野

紹介議員 上源子

外二十四名

紹介議員 成長期におけるたばこの害

請願者 大阪府堺市庭代台四丁二ノ三 野

紹介議員 上源子

外二十四名

乳幼児が健全に成長する上で、必要な保育所の制度を充実するため、次の事項について確立を図らねたい。

一、保育所制度を堅持すること。

1 一般生活費を増額すること。

2 児童用採暖費、除雪費を大幅に増額すること。

3 管理費を増額すること。

三、保育所保育単価の定員区分を改善(七十五名定員区分の新設)すること。

四、乳児保育特別対策の対象を拡大すること。

五、障害児保育費を充実すること。

六、延長保育対策の内容を改善すること。

七、夜間保育対策の内容を改善すること。

八、保育所における乳幼児健全育成相談事業を拡大すること。

九、保育所保育料を現状維持すること。

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町一ノ一二ノ  
四 村上冲胤 外七千五十四名  
紹介議員 藤井 孝男君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第八号 昭和六十二年一月五日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町一ノ一二ノ  
四 西垣安之 外六千二百六十二名  
紹介議員 杉山 令肇君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第九号 昭和六十二年一月六日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町一ノ一二ノ  
四 橋本常蔵  
紹介議員 佐藤栄佐久君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇号 昭和六十二年一月六日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 四福島県保育協議会内  
外二千五百八十六名  
紹介議員 松岡滿壽男君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第六号 昭和六十二年一月二十九日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ  
四 出井真有 外七千五百十三名  
紹介議員 松岡滿壽男君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一一号 昭和六十二年一月九日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ  
四 石本 茂君  
紹介議員 石本 茂君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一二号 昭和六十二年一月十二日受理

雇用対策に関する請願  
請願者 熊本県下益城郡松橋町中の原六五  
紹介議員 熊本県下益城郡松橋町中の原六五  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

二 水田伸三  
紹介議員 守住 有信君  
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

今日、長期にわたる構造不況と円高の進展等により、生産活動が低調に推移する中で、雇用調整を実施する事業所が増加し、求人の減少、失業者の増加等によつて、雇用・失業情勢の悪化が進み、雇用不安が生じている。熊本県においても、国鉄改革による余剰人員、造船、石炭、非鉄金属関係等の雇用対策は緊急の政治課題となつてゐる。よつて、雇用創出の対策と失業の防止対策を速やかに講ぜられたい。

第一六号 昭和六十二年一月二十日受理  
国民健康保険制度に対する都道府県負担の導入反対に関する請願

請願者 能本県下益城郡松橋町中の原六五

紹介議員 松前 達郎君

最近、国の財政難を理由に、国民健康保険制度における都道府県負担の導入（国庫負担分の一部を都道府県に肩代わり）について、国において検討されているやに仄聞するが、これは、医療保険制度の基本にかかる重大問題であつて、国の財政上の都合で輕々に制度変更すべきでなく、また、国保財政に地方一般財源を投入することは、他の保険制度とのバランスを欠き、国保行政に対する國の責任を單に地方に転嫁するにすぎないものである。よつて、このような措置は絶対にとらないようになされたい。

第二三号 昭和六十二年一月二十六日受理

子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るための対策に関する請願

請願者 新潟市五十嵐二の町八、〇五〇新潟大学教育学部内 皆川興栄 外

一名

紹介議員 志苦 裕君

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律

律案

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律  
案  
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律  
案  
身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三号 昭和六十二年一月二十六日受理  
保育所制度の充実に関する請願（三通）  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四  
阪井彰雄 外一万四千七百三十八名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五〇号 昭和六十二年一月二十八日受理  
保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四  
池田恵昭 外四千三百七名

紹介議員 吉川 博君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五六号 昭和六十二年一月二十九日受理  
第六六号 昭和六十二年一月二十九日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四  
大塚清次郎君

紹介議員 斎藤 文夫君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第五〇号 昭和六十二年一月二十八日受理  
第五六号 昭和六十二年一月二十九日受理

保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四  
小川玉子 外四千五百名

紹介議員 斎藤 文夫君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第三節 精神薄弱者等に関する特例（第三十九条の九—第三十九条の十三）  
第四章 日本障害者雇用審議会（第四十一条—第七十七条）  
第五章 障害者雇用審議会（第七十二条—第七十七条）  
第六章 罰則（第八十五条—第八十八条）  
第七章 罰則（第八十五条—第八十八条）  
附則

第一条から第二条の二までを次のように改める。  
障害者の雇用の促進等に関する法律  
目次を次のように改める。

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律  
第二章 職業リハビリテーションの推進  
第一節 通則（第三条）  
第二節 職業紹介等（第三条の二—第八条の三）  
第三節 障害者職業センター

第四節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置及び運営  
第五節 の業務の実施（第九条の十・第九条の十一）  
第六節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業訓練校の運営の業務の実施  
（第九条の十一—第九条の十三）

第七節 身体障害者の雇用調整金の支給等に基づく雇用の促進等  
（第十七条）  
第八節 身体障害者の雇用納付金の徴収  
（第十八条—第二十五条）  
第九節 身体障害者雇用納付金の徴収  
（第二十六条—第三十九条）  
第十節 日本障害者雇用促進協会による身体障害者雇用納付金の徴収  
（第三十九条の二—第三十九条）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体又は精神に障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者をいう。

二 身体障害者 障害者のうち、別表に掲げる身体上の障害（以下「身体障害」という）がある者をいう。

三 重度身体障害者 身体障害者のうち、身体の程度が重い者であつて労働省令で定めるものをいう。

四 精神薄弱者 障害者のうち、精神薄弱がある者であつて労働省令で定めるものをいう。

五 职業指導、職業訓練、職業紹介その他この法律に定める措置を講じ、その職業生活における自立を図ることをいう。

（八）

（基本的理念）

第一条の「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を發揮する機会を与えられるものとする。

第二条の三の見出しを削り、同条中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第一条の四中「身体障害者」を「障害者」に、「ため必要な措置及び」を「とともに」に、「を講じ」、「を及び」に、「身体的条件に配慮した職業紹介及び職業訓練を実施する」を「特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる」に改め、「促進」の下に「及びその職業の安定」を加え、同条を第二条の五とし、第二条の三の次に次の一条を加える。

#### (事業主の責務)

第二条の四 すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであつて、その有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うよう努めなければならない。

「第二章 職業紹介等」を「第二章 職業リハビリテーションの推進」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

#### 第一節 通則

第三条を次のように改める。

(職業リハビリテーションの原則)

第三条 職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。

2 職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする。

第三条の二第一項中「身体障害者でない」を「身

体又は精神に一定の障害がない」に改め、同条第二項中「身体障害者」を「障害者」に、「身体的条件」を「身体的又は精神的な条件」に改め、同条第三項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第三条の三とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

#### 第二節 職業紹介等

(求人の開拓等)

第三条の二 公共職業安定所は、障害者の雇用を促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対しても該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。

第四条を次のように改める。

(障害者職業センターとの連携)

第四条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第九条に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行

い、又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあつせんを行ふものとする。

第五条及び第三章の章名を削る。

第六条第一項中「身体障害者」を「障害者(身体障害者、精神薄弱者その他政令で定める障害者に限る。次条及び第七条第二項において同じ。)」に改め、「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出しを「(適応訓練のあつせん)」に改め、同条中「身体障害者」を「その雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者」に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第七条とする。

第九条及び第四章の章名を削り、第十条中「この章」を「前章」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条及び二節を加える。

(就職後の助言及び指導)

第八条の二 公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができる。

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対しても、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

第八条の四 第一号において「職業準備訓練」といふ。並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下「職業講習」という。)を行うこと。

第八条の五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第八条の二十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行うこと。

イ 障害者に対する職業評価(障害者の職業能力、適性等を評価し、及び必要な職業リハビリテーションの措置を判定すること)

ロ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

ハ 労働の習慣を体得させるための訓練(第九条の四第一号において「職業準備訓練」といふ。並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下「職業講習」という。)を行うこと。

カ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

メ 労働の習慣を体得させるための訓練(第九条の四第一号において「職業準備訓練」といふ。並びに職業に必要な知識及び技能を習得させるための講習(以下「職業講習」という。)を行うこと。

ソ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

シ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

ウ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

エ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

オ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

ア 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

オ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。





勤務するときににおける同項の規定の適用については、同項の計画の作成前に、当該機関の任命権者が身体障害者である職員以外の職員に替えて当該精神薄弱者である職員を採用したものとみなす。

## 2 国及び地方公共団体の任命権者は、第十一條

第一項の身体障害者の採用に関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神薄弱者の採用は身体障害者の採用に含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

## 3 第十三条の規定の適用については、精神薄弱者である職員は、身体障害者である職員とみなす。

第三十九条の十一 第十四条第一項の場合において、当該事業主が精神薄弱者である労働者を雇用しているときにおける同項及び第十五条第一項の規定の適用については、当該雇用関係の変動がある時に、当該事業主が身体障害者である労働者以外の労働者に替えて当該精神薄弱者である労働者の数に相当する身体障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

## 2 第十四条第五項の規定の適用については、精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

第三十九条の二 第一项の規定の適用について、同項第二号から第四号までの規定中「身体障害者」とあるのは、「身体障害者又は精神薄弱者」とある。

第三十九条の三中「第十八条」とあるのは、「第三十九条の十二第二項」とする。

第三十九条の十三 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者に関する、第十八条第四号及び第六号（同条第四号に掲げる業務に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる業務に相当する業務を行なうことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八条第四号及び第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第三章

4 事業主は、第十五条第一項の身体障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神薄弱者の雇入れは身体障害者の雇入れに含まるものとして、当該作成又は実施をることができる。（精神薄弱者に関する納付金関係業務の実施等）第三十九条の十二 精神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなして、第十九条第一項、第二十八条第一項及び第二項、第二十

九条第三項、第三十九条の八第一項並びに第八

十一条第二項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

2 政府は、精神薄弱者に関する、第十八条第二号から第四号まで及び第六号（同条第二号から第四号までに係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる業務に相当する業務を行うこと

ができる。

## 3 前項の場合においては、当該業務は、第十八

条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる業

務に含まれるものとみなして、第二十条、第二

十六条、第三章第二節第三款、第五十九条第一

項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第

六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条の五及び第七十条の二の規定（これらの規定に

係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、第二十条第二項中「身体障害者」とあ

るのは「身体障害者又は精神薄弱者」と、第三十

九条の三中「第十八条」とあるのは、「第三十九

条の十二第二項」とする。

第三十九条の十三 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者に関する、第十八条第四号及び第六号（同条第四号に掲げる業務に係る部分に限る。次項において同じ。）に掲げる業務に相当する業務を行なうことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八

条第四号及び第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第三章

4 事業主は、第十五条第一項の身体障害者の雇

入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神薄弱者の雇入れは身体障害者の雇入れに含まるものとして、当該作成又は

実施をることができる。

（精神薄弱者に関する納付金関係業務の実施等）第三十九条の十二 精神薄弱者である労働者は、

身体障害者である労働者とみなして、第十九条

第一項、第二十八条第一項及び第二項、第二十

九条第三項、第三十九条の八第一項並びに第八

四十条中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改める。

第四十一条の次に次の二条を加える。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、協会に追加して

出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加する

ものとする。

4 政府は、第二項の規定により協会に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とするこ

とができる。

5 前項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を

基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

4 政府は、第二項の規定により出資の目的とする金銭以外の財産の価額は、出資の日現在における時価を

基準として評価委員が評価した価額とする。

6 評価委員その他前項の評価に關し必要な事項は、政令で定める。

の任期は、二年以内において定期で定める」を、「創立総会で定める」の下に「期間とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める」を加え、同条に次の二条を加える。

4 役員は、再任されることができる。

第五十九条第一項中「納付金関係業務及び第

七十九条第二項に規定する業務を行うほか」を削

り、同項第一号を次のよう改める。

一 職業センターの設置運営業務を行うこと。

二 第七十九条第一項に規定する業務を行

うこと。

一の二 職業訓練校の運営業務を行うこと。

一の三 納付金関係業務を行うこと。

一の四 第七十九条第一項に規定する業務を行

うこと。

三の二 労働者が障害者となつた後において當

該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業

主であつて、当該雇用の継続のため政令で定

める措置を講ずるものに対して、労働省令で定

める基準に適合する給付金を支給するこ

と。

三の三 「障害者」を「障害者」に改める。

第五十九条第一項第五号及び第七号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第五十九条第一項第一号中「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安

定」に改める。

第五十九条第一項第一号中「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安

定」に改め、同条に次の二条を加える。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、会長又は労働大臣に意見を提出

することができる。

第五十四条第三項中「役員」を「会長」に改め、

「第六章 身体障害者雇用促進協会」を「第四

章 第六章 身体障害者雇用促進協会」に改める。

「定期で定める」の下に「期間とし、理事及び監事

に改め、同条に次の二条を加える。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、「開始する際」の下に「それぞれ」を、「当該業務を行う事務所」の下に「(同項第一号に掲げる業務にあつては、当該業務を行う事務所並びにその設置及び運営を行う障害者職業センター。以下この条において同じ。)」を加え、「納付金関係業務を行う」を「当該業務を行う」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

3 協会は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

第六十四条中「納付金関係業務及び第五十九条第一項第一号に掲げる業務」を「第五十九条第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第六十四条の六を第六十四条の八とし、第六十四条の五を第六十四条の七とし、同条の前に次の一項を加える。

(財産の処分等の制限)

第六十四条の六 協会は、労働省令で定める重要な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

第六十四条の四を第六十四条の五とし、第六十四条の三の次に次の二項を加える。

(交付金)

第六十四条の四 国は、予算の範囲内において、協会に対し、第五十九条第一項第一号、第一号の二及び第三号の二に掲げる業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付するものとする。

第六十七条第二項中「残余財産は」の下に「資本額に相当する額を限度として国に帰属させ、これによつてなお処分されないものは」を加え、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進」に改める。

第七十九条の二第一号中「納付金関係業務」を「第五十九条第一項の三及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、同条第一項中「の身体障害者」を「の員」に改め、同条第一項中「の身体障害者」を「の代表者」に、「五万円」を「十万円」に改め、第九

る業務」に、「限る。」又は「限る。」に、「の認可」を「又は第六十四条の六の認可」に改め、同条

で定める障害者に限る。以下この項及び次条において同じ。」に、「次項」を「以下の条」に、「身体障害者職業生活相談員」を「障害者職業生活相談員」に、「雇用されている身体障害者」を「雇用され

ている障害者」に改め、同条第一項中「第六章」を「第四章」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条に次の二項を加える。

十四条の四第一号」を「第六十四条の五第一号」に改める。

第七十一条中「身体障害者雇用促進法(昭和三十

五年法律第百二十二号)」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第七章 身体障害者雇用審議会」を「第五章

障害者雇用審議会」に改める。

第七十二条中「身体障害者雇用審議会」を「障害者雇用審議会」に改める。

第七十五条第一項中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第七十三条中「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に、「及び」を「並びに」に改める。

第七十七条を削り、第七十八条を第七十七条と

する。

第八章中第七十九条の前に次の二項を加える。

(障害者の雇用に関する研究等)

第七十八条 国は、障害者の能力に適合する職業、その就業上必要な作業設備及び作業補助具その他の障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(障害者の雇用に関する広報啓発)

第七十八条の二 国及び地方公共団体は、障害者の雇用を妨げている諸要因の解消を図るため、

これによつてなお処分されないものは」を加え、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進」に改める。

第六十条

章を第七章とする。

附則第四条を削り、附則第三条第一項中「附

則第三条第一項」を「附則第四条第一項」に、「と

する」を「と、同条第四項中「準用する」とあるの

は「準用する。この場合において、同条第三項中

「第四章」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、同条を附則第六

号の二に掲げる業務」に改め、同条第四号中「第六

十四条の八」を「第六十四条の六又は第六

十四条の八」に改め、同条第三号中「納付金関係

業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三

号の二に掲げる業務」に改め、同条第四号中「第六

十四条の四」を「第六十四条の六の認可」に改め、同条

で定める障害者に限る。以下この項及び次条にお

いて同じ。」に、「次項」を「以下の条」に、「身体

障害者職業生活相談員」を「障害者職業生活相談員」に、「雇用されている身体障害者」を「雇用され

ている障害者」に改め、同条第一項中「第六章」を「第四章」に、「一部」を「全部又は一部」に改め、「当該親事業主」とあるのは「当該親事業主」と、

「とみなす」とあるのは「と、当該子会社の事業所

は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替える

ものとする」と、前条第四項中「準用する」とある

のは「準用する。この場合において、第十五条第

定講習に関する業務の全部又は一部を行わせる

ときは、協会が当該業務を開始する日及び当該

業務を行なう事務所の所在地を官報で公示しなけ

ればならない。

第八十条第一項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条第二項中「とみなす」とあるのは「と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす」と読み替えるものとする」とするに改め、同条を附則第六

項とする。

第八十二条第一項中「雇用促進事業団、協会及び

「障害者職業センター、公共職業訓練施設、協

会」に、「身体障害者に対する援助の機関」を「障

害者に対する援助の機関等の関係機関及び関係團

体」に、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇

用の促進及びその職業の安定」に改め、第八章を

第六章とする。

第八十三条第一項中「第三十九条の九第二項」を

「第三十九条の八第二項」に改め、同項第一号中

「第十四条第四項又は第三十九条の九第二項」を

「第十四条第五項又は第三十九条の八第二項」に改

め、同項第二号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「第三十九条の九第一項」を

「第三十九条の八第一項」に改める。

第八十三条第一項中「第三十九条の九第二項」を

「第三十九条の三中「第十八条条」とあるのは「附則第

三条第二項」と、「並びに第三十六条第二項」とあ

るのは「第三十六条第二項並びに附則第三条第

三項」とするに改め、同条に次の二項を加える。

6 精神薄弱者である労働者は、身体障害者であ

る労働者とみなして、第三項の規定を適用す

る。

附則第二条を附則第三条とし、附則第一条の次

に次の二項を加える。

(広域障害者職業センターに係る第九条の十等

の適用に関する特例)

第二条 身体障害者雇用促進法の一部を改正する

法律(昭和六十二年法律第 号)の施行の

日の前日が設置していた広域障害者職業セ

ンターに相当する施設であつて、第九条の第十項の規定を適用しないこととしたならば同法の施行の日に国が設置する広域障害者職業センターとなるものとして労働省令で定める施設に係る第二章第三節第二款及び第四章の規定の適用については、同項中「第九条に規定する業務」であるのは「広域障害者職業センターの運営の業務」とする。ただし、当該施設のうち労働省令で定める施設については、当該労働省令で定める日以後においては、この限りでない。

2 前項の規定により協会にその運営の業務のみを行わせる広域障害者職業センターについては、第九条の十一第一項の規定は、適用しない。

附則に次の一条を加える。

(精神薄弱者等の雇用の促進等に関する検討)

第五条 政府は、精神薄弱者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件に配慮して精神薄弱者がその能力を發揮することができるようするための条件の整備に努めるものとし、当該条件の整備の状況の進展に対応して、精神薄弱者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために施策の充実強化について検討するものとする。

2 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件についての調査及び研究に努めるものとし、その結果に基づいて、当該障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために施策の推進について検討するものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(「納付金関係業務及び第七十九条第二項に規定する業務を行うほか」を削る部分並びに同項第一号の三、第一号の四及び第三号の二に係る部分に限る)、第六十条第一項及び第三項、

第十六条の二並びに第六十四条の改正規定、第六十四条の六を第六十四条の八とし、第六十四条の五を第六十四条の七とする改正規定、第六十四条の四を第六十四条の五とし、第六十四条の三の次に一条を加える改正規定(第五十九条第一項第三号の二に掲げる業務に係る部分に限る)、第七十条の二の改正規定(改正後の第六十四条の六に係る部分を除く)、第八十七条の第六号の改正規定並びに附則第二条第五項の改正規定(「第六十四条の四まで」を改める部分に限る)及び附則第五条及び第十四条の規定は、昭和六十二年七月一日から施行する。

(名称使用の制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いているものについては、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という)第九条の六の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称中に日本障害者雇用促進協会といふ文字を用いているものの規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称中に日本障害者雇用促進協会といふ文字を用いているものについては、新法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)

第三条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日までの間に

この法律による改正前の身体障害者雇用促進法(以下「旧法」という)第十五条第一項の規定にこの法律の施行後六月間は、適用しない。

(身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関するものとす

るるものとす

る。

は、この法律の施行の時にその効力を失う。

(身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)

第四条 昭和六十二年度以前の年度分の身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給については、な

お従前の例による。

(身体障害者雇用促進協会の定款の変更)

第五条 この法律の公布の際現に身体障害者雇用促進協会が設立されている場合又はこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に身体障害者雇用促進協会が設立された場合においては、日本障害者雇用促進協会となるために必要な定款の変更をし、労働大臣の認可を受けることができる。

第六条 この法律の施行の際現に日本障害者雇用促進協会(以下「新協会」という)が設立されている場合で、新法第九条の十第一項の規定により新協会が職業セントラルの設置運営業務を行わせる場合は、この法律の施行の時に、国(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業セントラルの設置運営業務を行わせるために必要と認められるものは、この法律の施行の時に、国(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業セントラルの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会。次項において同じ)が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

(出資等)

第六条 この法律の施行の際現に日本障害者雇用促進協会(以下「新協会」という)が設立されている場合で、新法第九条の十第一項の規定により新協会に同項の業務(以下「職業セントラルの設置運営業務に相当する業務」といふ)を行わせるときは、職業セントラルの設置運営業務に相当する業務で、附則第二十二条の規定による改正前の雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条第一項の規定により從前雇用促進事業団(以下「事業団」という)が行うこととされたもの(以下「旧法業務」という)に必要な資金に充てるため政府から事業団に対しても出資された額として労働大臣が定める額は、この法律の施行の時に、政府から新協会に出資されたものとする。

(職員の身分の承継)

第十一条 前条の規定により新協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税を課すことができない。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に事業団が旧法業務に關して有する権利及び義務は、この法律の施行の時に、国が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

(非課税)

第十二条 前条の規定により新協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に對しては、不動産取得税を課すことができない。

第八条 事業団は、この法律の施行の時に、旧法業務に關する事務を労働大臣(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業セントラルの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会)に引き継ぐものとする。

第九条 この法律の施行の際現に事業団に屬する土地、建物、物品その他の財産のうち、政府(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業セントラルの設置運営業務を行わせるために必要と認められるものは、この法律の施行の時に、国(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業セントラルの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会)に引き継ぐものとする。

第一項の規定により新協会に職業セントラルの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会に引け継ぐものとする。

(事業団からの権利及び義務の承継等)

第十一条 事業団は、この法律の施行の時に、前条の旧法業務に必要な資金に充てるため政府から事業団に対して出資された額として労働大臣が定める額によりその資本金を減少するものとする。

二 事業団の事務所に勤務する職員で、あらかじめ事業団の理事長が指名するもの

三 事業団が設置する施設のうち旧法業務に係るものに勤務する事業団の職員

二 事業団の事務所に勤務する職員で、あらかじめ事業団の理事長が指名するもの

三 事業団が設置する施設のうち事業団からの委託を受けた労働福祉事業団が行う旧法業務に係るものに勤務する労働福祉事業団の職員

二 事業団の事務所に勤務する職員で、あらかじめ労働福祉事業団の理事長が指名するもの

名するもの

(事業團の決算に關する経過措置)

第十二条 事業團の昭和六十二年四月一日に始まる事業年度の旧法業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、な

お従前の例による。

(身体障害者雇用促進協会の役員の任期に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に身体障害者雇用促進協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(新法第六十条第一項等の適用に関する特例)

第十四条 附則第一条ただし書に定める日から施行日の前日までの間ににおける新法第六十条第一項、第六十条の二及び第六十四条の規定の適用について、新法第六十条第一項及び第六十四条中「第五十九条第一項第一号から第二号の三まで」とあるのは「第五十九条第一項第一号、第一号の三」と、新法第六十条の二中「第五十九条第一項第一号から第一号の四まで」とあるのは「第五十九条第一項第一号の三」と、「事務所(同項第一号に掲げる業務にあつては、当該業務を行ふ事務所並びにその設置運営を行う障害者職業センター。以下この条において同じ。)」とあるのは「事務所」とする。

2 附則第一条ただし書に定める日から施行日の前日までの間ににおける旧法附則第四条第四項の適用については、同項中「第六十四条の四まで」とあるのは、「第六十四条の三まで、第六十四条の五」とする。

(障害者職業生活相談員に関する経過措置)

第十五条 旧法第七十九条第一項の労働大臣が行う講習を修了した者又はこの法律の施行の際現に同項の規定により身体障害者職業生活相談員として選任されている者は、それぞれ、新法第七十九条第一項の労働大臣が行う講習を修了した者又は同項の規定により障害者職業生活相談員として選任されている者とみなす。

(職業安定法の一部改正)

第十六条 職業安定法(昭和二十一年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「身体」の下に「又は精神」を加え、「あらたに」を「新たに」に、「つこうと」を「就こうと」に、「つく」を「就く」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

「就こうと」に、「つく」を「就く」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第一百九号)の一部を次のように改正する。

「就こうと」に、「つく」を「就く」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条百一条の四十一第一項、附則第十一条の四第七項及び附則第十五第二十一項中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第十八条 地方税法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改める。

第十九条 地方税法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条 地方税法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 地方税法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 地方税法(昭和二十七年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第一号の表中「身体障害者雇用促進協業センター」を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

日本障害者雇用促進協会  
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百二十三号)

者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「身体障害者雇用促進協業センター」を除く。」を加える。

会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

日本障害者雇用促進協会  
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百二十三号)

号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中「身体障害者雇用促進協業センター」を除く。」を加える。

会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

日本障害者雇用促進協会  
障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百二十三号)

。

第十六条第一項及び第二項中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改め、同条

6 国は、第一項の規定により設置した障害者第六項を次のように改める。

職業訓練校のうち、労働省令で定めるものの運営を、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百一十三号）第二章第四節に定めるとこらにより、日本障害者雇用促進

(職業能力開発促進法の一部改正に伴う経過措置) による。この二から第九十九条の二までの規定中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改めるもの以外の障害者職業訓練校の運営を都道府県に委託することができる。

第十七条、第二十三条第一項及び第九十八条の二から第九十九条の二までの規定中「身体障害者職業訓練校」を「障害者職業訓練校」に改めるもの以外の障害者職業訓練校の運営を都道府県に委託することができる。

**第二十一条** この法律の施行の際前条の規定による改正前の職業能力開発促進法第十六条の規定により設置されている身体障害者職業訓練校は、前条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十五条第二項第四号の障害者職業訓練校となるものとする。

**第二十二条** この法律の施行の際現にその名称中に障害者職業訓練校という文字を用いているものについては、前条の規定による改正後の職業能力開発促進法第十七条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

**(売上税法の一部改正)**

**第二十九条** 売上税法(昭和六十二年法律第  
号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中身体障害者雇用促進協会の項を削り、日本司法書士会連合会の項の次に次のように加える。

（第一〇一号）（第一〇三号）  
一、子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るための対策に關する請願（第一〇四号）  
一、保育所制度の充実に關する請願（第一一八号）  
第七七号 昭和六十二年一月三十日受理  
保育所制度の充実に關する請願  
　請願者 福井市西方一ノ、八一〇 三崎  
　親子 外六千七百四名  
紹介議員 山内 一郎君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇二号 昭和六十二年一月二日受理  
保育所制度の充実に關する請願  
　請願者 東京都千代田区永田町一ノ一二ノ

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

日本障害者雇用促進協会

**障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）**

**第三十一条** この附則に定めるもののほか、こ

第三十条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六百六十二号）の一部を次のように改正する。

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
める。

第四条第二号中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改め、同条第五十一号「日本障害者雇用促進法」の「障害者」

(罰則に関する)経過措置

雇用の促進等に関する法律」に改める。

第八一五条第一項第二号に違反して運行業に該するもので、附則第三条の規定によりこの法の施行の時てその効力を失う日若第十五条第一項第一号に該するものとして該する場合

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に、「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進

項の規定による命令に係るもの(除く)及び  
則第十二条の規定により従前の例によること

協会」に改め、同条第五十一号中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法

される事項に関するこの法律の施行後にした  
為に対する罰則の適用については、なお従前

第十条第一項中「身体障害者雇用促進法」を  
「律」に改める。

例による。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改め  
る。

二月十三日本委員会に左の案件が付託された。

(その他の経過措置の政令への委任)

## 一、保育所制度の充実に関する請願(第七七号)

（第一〇二号）（第一〇三号）  
一、子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るための対策に関する請願（第一〇四号）

一、保育所制度の充実に関する請願（第一一八号）

第七七号 昭和六十二年一月三十日受理  
請願者 福井市西方一ノ一、八一〇 三階  
紹介議員 山内 一郎君 親子 外六千七百四名  
の請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇二号 昭和六十二年二月二日受理  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四 錦木あい子 外二千三百四十四名  
紹介議員 曽根田郁夫君 四名  
の請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇三号 昭和六十二年一月一日受理  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四 德島県保育事業連合会内 俊治 外五千九百二十一名  
紹介議員 松浦 孝治君 四名  
の請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一〇四号 昭和六十二年一月三日受理  
ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るための対策に関する請願  
請願者 東京都荒川区荒川七ノ九ノ一二ノ四 七〇五禁煙教育をすすめる会内 三木大木薰 忠雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一八号 昭和六十二年二月三日受理  
保育所制度の充実に関する請願(一通)

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四  
四広島県保育連盟連合会内 寺屋 フミエ 外一万七千七百八十七名

紹介議員 宮澤 弘君

二月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案

医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案

医薬品副作用被害救済基金法（昭和五十四年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法  
目次中「第四十八条」を「第四十七条の二」に改める。

第一条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改め、同条に次の二項を加える。

2 医薬品副作用被害救済・研究振興基金は、前項に規定するもののほか、民間において行われる医薬品技術等に関する試験研究の促進に関する業務を行うことにより、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の開発を振興し、もつて国民保健の向上に資することを目的とする。

項を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

3 この法律で「医薬品技術」とは、医薬品（薬事法第二条第一項に規定する医薬品をいい、専ら動物のために使用されることが目的とされるものを除く。）の生産又は販売に関する技術のうち厚生省の所掌に係るものであつて、その品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものをいう。

第三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第四条の次に次の三条を加える。

（資本金）

第四条の二 基金の資本金は、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第一号）附則第二条第四項の規定により政府が出資した額及び同条第三項の規定による求めに応じて政府以外の者が出資した額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、厚生大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出资することができる。

4 政府及び政府以外の者の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子その他の運用利益金は、第二十七条第二項から第四項までに規定する業務の財源に充てなければならない。（持分の払戻し等の禁止）

第四条の三 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。（持分の对抗要件）

第四条の四 出資者の持分の移転は、取得者について第四十七条の二第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

第五条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第五条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第八条中「救済」の下に「及び医薬品技術等の開発」を加える。

第十条第三号中「救済」の下に「及び医薬品技術等に関する試験研究の促進」を加える。

第十四条第一項第四号を次のように改める。

四 資本金、出資及び資産に関する事項

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十三条第二項中「十人」を「三十人」に改める。

（第二十三条第二項中「十人」を「三十人」に改める）

第二十七条第一項中「第一条」を「第一条第一項」に改め、同条第二項中「前項第二号に掲げる」を「第一項第二号に掲げる業務又は前項に規定する」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基金は、第一条第二項の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

一 政府以外の者に対し、医薬品技術に関する試験研究を國の試験研究機関と共同して行うこと。

二 政府以外の者に委託を受けて、医薬品技術に関する試験研究を行うこと。

三 政府に於ける医薬品技術に関する試験研究を行ふこと。

四 海外から医薬品技術に関する研究者を招へいすること。

五 医薬品技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

六 医薬品技術に関する調査すること。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（第二十七条第二項から第四項までに規定する業務のうち研究振興業務）

第三十八条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は第三十九条第一項に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十九条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は第三十九条第一項に掲げる業務の一部を委託することができる。

断、治療若しくは予防に使用されること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと、が目的とされている物の生産又は販売に関する技術のうち厚生省の所掌に係るものであつて、これらは品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するもの（医薬品技術を除く。）につき、前項各号に掲げる業務に相当する業務を行なうことができる。

4 基金は、前二項に規定する業務のほか、第一条第一項の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

（第三十一条第一項中「業務」を「第二十七条第一項」に改め、同条第二項中「並びに」、「及び」、「基金」の下に「救済給付業務に係る」を加える。）

第三十四条第一項の次に次の二条を加える。

2 基金は、研究振興業務に係る勘定において、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余額があるときは、厚生大臣の認可を受けて、その残余額を出資者に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

（第四十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。）

二 資金運用部への預託

（第四十七条第二項中「第三十四条」を「第三十四條第二項」に改める。）

第七章中第四十八条の前に次の二条を加える。

2 基金は、厚生大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（出資者原簿）

第三十四条同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金は、厚生大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

第三十八条の次に次の二条を加える。

2 基金は、厚生大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（書類の送付）

第三十八条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は第三十九条第一項に掲げる業務の一部を委託することができる。

の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 基金は、研究振興業務に係る勘定において、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余額があるときは、厚生大臣の認可を受けて、その残余額を出資者に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

（第四十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。）

二 資金運用部への預託

（第四十七条第二項中「第三十四条」を「第三十四條第二項」に改める。）

第七章中第四十八条の前に次の二条を加える。

2 基金は、厚生大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（出資者原簿）

第三十四条同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

基金は、厚生大臣の認可を受けて、第二十七条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

（書類の送付）

第三十八条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は第三十九条第一項に掲げる業務の一部を委託することができる。

指定をしようとするとき。

四 第四十二条第四号又は第四十五条の厚生省令を定めようとするとき。

第五十一条に次の二項を加える。

厚生大臣は、第三十五条第一項の認可(研究振興業務に係る部分に限る)又は第三十七条の認可(研究振興業務に係る事業計画の部分に限る)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五十四条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十八条第三号中「第二十七条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第五十九条中「五万円」を「二十万円」に改める。

附則第六条第一項中「第二十七条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更及び出資の募集等)  
第二条 医薬品副作用被害救済基金(以下この法律による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法(次条において「新法」という。)第十一条第一項の規定に適合するように変更し、政府以外の者に対し出資を募集しなければならない。

2 基金は、前項の募集が終わったときは、厚生大臣に定款の変更の認可を申請し、その認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から生ずるものとする。

3 基金は、前項の規定による認可を受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを施行日の前日までに行うことを求めなければならない。

4 政府は、前項の規定による求めがあつたときは、施行日の前日までに、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資するものとする。  
(経過措置)  
第三条 この法律の施行の際現にその名称中に医薬品副作用被害救済・研究振興基金という文字を用いている者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に理事又は監事である者の任期については、なお従前の例によること。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(地方税法の一部改正)  
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十  
六号)の一部を次のよう改定する。

第七十二条の五第一項第四号中「医薬品副作用被害救済基金」を削る。

第七条 施行日の属する医薬品副作用被害救済・研究振興基金の事業年度に関する地方税法の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(所得税法の一部改正)  
第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表医薬品副作用被害救済基金の項を削る。

第五条第五十四号及び第六条第五十三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第六条 地方税法(昭和二十九年法律第二百一十  
五号)の一部を次のように改定する。

第七十二条の五第一項第四号中「医薬品副作用被害救済基金」を削る。

第七条 施行日の属する医薬品副作用被害救済・研究振興基金の事業年度に関する地方税法の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(所得税法の一部改正)  
第八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表医薬品副作用被害救済基金の項を削る。

第五条第五十四号及び第六条第五十三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第六条 地方税法(昭和二十九年法律第二百一十  
五号)の一部を次のように改定する。

別表第一第一号の表医薬品副作用被害救済基金の項を削る。

第五条第五十四号及び第六条第五十三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第六条 地方税法(昭和二十九年法律第二百一十  
五号)の一部を次のように改定する。

別表第一第一号の表医薬品副作用被害救済基金の項を削る。

第五条第五十四号及び第六条第五十三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第六条 地方税法(昭和二十九年法律第二百一十  
五号)の一部を次のように改定する。

別表第一第一号の表医薬品副作用被害救済基金の項を削る。

第五条第五十四号及び第六条第五十三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

までの期間及び施行日からの事業年度の末日までの期間をそれぞれ一事業年度とみなす。

(売上税法の一部改正)  
第十五条 売上税法(昭和六十二年法律第二百一十  
五号)の一部を次のように改定する。

別表第二第一号の表医薬品副作用被害救済基金の項を削る。

(厚生省設置法の一部改正)  
第十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百一十  
五号)の一部を次のように改定する。

別表第三十二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十三条第一項」に改め、同条第二項の表国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものを除く。」に改定する。

附則第三十二条第一項中「三十二万六千四百円」を「三十二万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 前条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金(老齢福祉年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものを除く。)に改定する。

附則第三十二条の二 前条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金(老齢福祉年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものを除く。)に改定する。

第三十二条の二 前条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金(老齢福祉年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものを除く。)に改定する。

る。

第十八条中「一万千五百五十円」を「一万千六百五十円」に改める。

第二十六条の三中「二万八百円」を「二万九百円」に改める。

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改定する。

別表第三十二条第一項中「三十二万六千四百円」を「三十二万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 前条第一項に規定する年金たる給付のうち老齢年金(老齢福祉年金及び旧国民年金法附則第九条の三第一項の規定に該当することにより支給されるものを除く。)に改定する。

第三条 昭和六十二年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四条附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお従前の例による。

(法律第三十四条の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和六十二年三月以前の月分の法律第三十四条第一条の規定による改定前の国民年金法

(昭和三十四年法律第二百四十一号)による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお従前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第五条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五号)による年金たる保険給付、法律第三十四号附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに法律第三十四条附則第七十八条第一項及び第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ。)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなし、厚生年金保険法第三十四条の規定(他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。)の適用についても同条の規定による。

条の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたものとみなす。

第三十四条の二の規定の適用については、国民年金法第十六条の二の規定により同法による年金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する

業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農

業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)又は年金たる保険給付の額の改定する

措置とみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する

措置とみなす。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二項の表を次のように改める。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案  
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

第八条 第二項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
第一項症	第一項症の年金額に三、一八七、八〇〇円以内の額を加えた額	三、七九四、〇〇〇円
第二項症	四、五五四、〇〇〇円	三、一二六、〇〇〇円
第三項症	二、四七一、〇〇〇円	二、〇〇一、〇〇〇円
第四項症	一、六一七、〇〇〇円	一、〇七六、〇〇〇円
第五項症	一、四七六、〇〇〇円	一、三四一、〇〇〇円
第六項症	八六五、〇〇〇円	七六五、〇〇〇円
第一款症	一、〇七六、〇〇〇円	八千四百円
第二款症	一、〇七六、〇〇〇円	八千四百円
第三款症	一、〇七六、〇〇〇円	八千四百円
第四款症	一、〇七六、〇〇〇円	八千四百円
第五款症	一、〇七六、〇〇〇円	八千四百円

障害の程度	年	金額
第一款症	四、八四四、〇〇〇円	四、〇一九、〇〇〇円
第二款症	三、四四八、〇〇〇円	三、〇〇〇円
第三款症	二、八三三、〇〇〇円	二、〇〇〇円
第四款症	一、二七一、〇〇〇円	一、〇〇〇円
第五款症	一一、一七一、〇〇〇円	一一、〇〇〇円

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
2 昭和六十二年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

附 則  
1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
2 昭和六十二年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
特別項目症	第一項症の年金額に一、四三〇、一〇〇円以内の額を加えた額	
第一項症	三、四七一、五〇〇円	
第二項症	一、八九五、六〇〇円	
第三項症	一、三九三、一〇〇円	
第四項症	一、八九六、八〇〇円	
第五項症	一、五四一、六〇〇円	
第六項症	一、二四九、九〇〇円	
第一款症	一、一三六、四〇〇円	
第二款症	一、〇三四、四〇〇円	
第三款症	八三一、六〇〇円	
第四款症	六七一、九〇〇円	
第五款症	五九一、一〇〇円	

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	三、六九二、七〇〇円
第二款症	三、〇六四、〇〇〇円
第三款症	一、六二七、八〇〇円
第四款症	一、一五八、九〇〇円
第五款症	一、七三一、三〇〇円

第二十六条第一項中「百五十一万千円」を「百五十四万三千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十一万千円」を「百五十四万三千四百円」と、「百十九万六千円」を「百十九万一千四百円」に改め、同条第三項の表中「三五八、八〇〇円」を「三七〇、六〇〇円」に、「二八二、六〇〇円」を「二九二、二〇〇円」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「十六万八千円」を「十八万円」に改める。

（施行期日）

附則

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。  
（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 昭和六十二年四月から同年七月までの月分の遺族年金及び遺族給与金については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「改正後の遺族援護法」という。）第二十一条第一項中「百五十四万三千四百円」とあるのは「百五十三万九千円」と、改正後の遺族援護法第二十七条第一項中「百五十四万三千四百円」とあるのは「百五十三万九千円」と、「百二十二万二千四百円」とあるのは「百二十一万八千円」と、同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」とあるのは「三六四、九〇〇円」と、「二九二、一〇〇円」とあるのは「二八七、一〇〇円」と、「一九八、一〇〇円」とあるのは「一九三、九〇〇円」とする。

二月二十日本委員会に左の案件が付託された。  
一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願（第一五一号）（第一五二号）  
一、保育制度の維持、充実に関する請願（第一五三号）  
一、保育所制度の充実に関する請願（第一五四号）  
一、子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るためにの対策に関する請願（第一七四号）

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「十六万八千円」を「十八万円」に改める。

二八三号）  
一、保育所制度の充実に関する請願（第三一二号）  
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三一二号）  
（第三二三号）（第三三四号）（第三一五号）（第三二六号）（第三二七号）（第三二八号）（第三二九号）（第三三〇号）  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 大阪府守口市八雲北町二ノ三七ノ一ノ四〇二 内山峰雄 外二万四百十名  
紹介議員 脱脱タケ子君

第一五一号 昭和六十二年二月六日受理  
（第三二三号）（第三三四号）（第三一五号）（第三二九号）（第三三〇号）  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 大阪府守口市八雲北町二ノ三七ノ一ノ四〇二 内山峰雄 外二万四百十名

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都中野区白鷺一ノ八ノ八ノ三  
○五 村上栄子 外二万四百十名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一五一号 昭和六十二年二月六日受理  
（第三二三号）（第三三四号）（第三一五号）（第三二九号）（第三三〇号）  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都中野区白鷺一ノ八ノ八ノ三  
○五 村上栄子 外二万四百十名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一五一号 昭和六十二年二月六日受理  
（第三二三号）（第三三四号）（第三一五号）（第三二九号）（第三三〇号）  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 愛知県豊橋市多米町赤岩山一  
林

紹介議員 英幸 外五千九百九十九名

一、措置制度を堅持すること。

二、保護者負担を軽減すること。

三、児童福祉施設最低基準を維持し改善すること。

四、七十五人定員区分を設定するなど、定員割れ対策を図ること。

理由

(一)児童の保育は社会の未来にかかわる重大大事であり、公的責任の下に進めるべきものである。その意味で現行措置制度を堅持するよう要請し、国庫負担の削減には絶対反対する。(二)保育料は現在平均して措置費の五十分の一に達し、生活実態から入所辞退を余儀なくされるケースも現出してゐる。このようなことのないよう保護者負担の軽減を要請する。(三)最低基準の簡素化が提起されてゐるが、保育にとって基本的な必須の条件はしっかりと維持し、改善を図るよう要請する。(四)地域的な事情から定員の調整を必要とする場合、現行の三十人刻みの定員区分では粗すぎて無理がある。とりあえず七十五人定員区分を設けるなどの対策を図るよう要請する。

第一五四号 昭和六十二年二月六日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四

外七千七百八十三名

四島取県保育協議会内 大橋政治

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一七四号 昭和六十二年二月九日受理

子ども・青少年及び非喫煙者の健康をたばこの害から守るための対策に関する請願(二通)

請願者 大阪府堺市庭代台四丁二ノ三

上ヒサ子 外一名

紹介議員 西川 潔君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二〇七号 昭和六十二年二月九日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四

外三千二百三十一名

四岡山県保育協議会内 近藤連

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二五号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都青梅市河辺町六ノ一四ノ四

天川正三 外二千七十三名

紹介議員 藤井 恒男君

昭和四十七年度以来の国による腎不全対策の推進

によりて、多くの腎不全患者の尊い生命が救われてきた。とりわけ近年、新しい医学的対策の前進とともに、予防対策のための研究班や腎不全対策推進会議の発足など国による腎疾患予防対策、腎移植普及対策のスタートは、多くの腎疾患患者・家族に光明をもたらしている。しかしながら、人工透析患者は依然として六、七千人ずつ増加し、十万人に達するのも間近いといわれている。このことは、医療保険財政を始め、透析医療供給体制、患者の雇用、長期透析患者の合併病・重症患者の増大など様々な面に深刻な影響を及ぼしている。こうした問題を早急に解決するためには、それぞの問題の解決と同時に、腎疾患の発症予防対策、患者の重症化防止対策を重点とした関係分野の有機的連携に基づく総合的対策を確立することが急務である。ついで、このよきな状況を踏まえ、国による腎疾患総合対策を早急に確立するため、次の事項について実現を図らねたい。

第一五四号 昭和六十二年二月六日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四

外七千七百八十三名

四島取県保育協議会内 大橋政治

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第二二五号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二通)

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四

外七千七百八十三名

四島取県保育協議会内 大橋政治

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

たせて全国的ネットワークをつくるよう努めること。

二、死体腎移植の一層の推進を図るために、腎提供登録者拡大のための広報活動の強化、腎バンクシステムの全国的普及、腎臓移植実施病院の整備に努めること。

三、透析需要の引き続き増大に備え、国公立医療機関での人工腎臓の整備、拡充を図るとともに、べき地、離島対策に努めること。

四、ネフローゼ、慢性腎炎患者などの生活の実態を理解し、医療費の軽減措置を講じること。

五、腎臓機能障害者の雇用対策の強化に努めること。

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

紹介議員 石井 道子君

第二四三号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(十一通)

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四

天川正三 外二千七十三名

紹介議員 前原英三郎君

第二四〇号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 東京都江戸川区南小岩六ノ五ノ二

河上美代子 外四千五百四十一名

紹介議員 伊沢昌男君

第二四一号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市松本四ノ一ノ一〇 大田

外九百九十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

第二七六号 昭和六十二年二月十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(二通)

請願者 北海道函館市谷地頭町三一ノ七ノ一〇一 石田タダ子 外七千九十八名

紹介議員 対馬 孝且君

第二七八号 昭和六十二年二月十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 熊本県本渡市諷訪町三ノ一〇 山下孝子 外一万五千八百八十三名

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二四三号 昭和六十二年二月十日受理

保育所制度の充実に関する請願

請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ四

吉田武人 外一万二千八百八十一名

四名

紹介議員 石井 道子君

第二四四号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町淡輪四、二七四

澤ヒロ子 外四千四百七十三名

紹介議員 齋藤タケ子君

第二四〇号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 福井市松本四ノ一ノ一〇 大田

外九百九十九名

紹介議員 熊谷太三郎君

第二四一号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(四通)

請願者 群馬県前橋市荒牧町一、〇六七ノ一〇一 伊沢昌男 外五千七百九十八名

紹介議員 稲山 篤君

第二四二号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉市小間子町四ノ一 安井均

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

紹介議員 田代由紀男君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第二四三号 昭和六十二年二月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉市小間子町四ノ一 安井均

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

紹介議員 稲山 篤君

第二八二号 昭和六十二年二月十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山梨県南巨摩郡早川町新倉一、九

倉本久江 外五百二十名

紹介議員 稲山 篤君

第二八三号 昭和六十二年二月十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉市小間子町四ノ一 安井均

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

紹介議員 稲山 篤君

第二八四号 昭和六十二年二月十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉市小間子町四ノ一 安井均

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

紹介議員 稲山 篤君

第二八五号 昭和六十二年二月十二日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 千葉市小間子町四ノ一 安井均

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

紹介議員 稲山 篤君





金の割戻しは、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みは、当該労働者と当該事業主との契約に基づき、当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該労働者と当該事業主が当該保険料又は共済掛金の払込みに係る金額を当該労働者に支払う賃金から控除し、当該労働者に代わって行うか、又は当該労働者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金により、政令で定めるところにより行うものであること。

三 損害保険会社を相手方とする損害保険契約で、次の要件を満たすもの

イ 五年以上の期間にわたつて定期に、当該契約に基づく保険料の払込みをするものであること。

ロ 当該契約に係る損害保険の保険期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に基づく満期返戻金に係る金額及び当該契約に基づく政令で定める金額の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家としての住宅の取得のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ニ へに定めるものほか、当該契約に基づく保険金その他政令で定める金額の支払は、被保険者が保険期間中に第一項第二号の二への政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ ニに定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該労働者が、当該金額の金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けた支払方法その他政令で定める方法によ

り行うことを予定している旨が明らかにされているものであること。

ト 当該契約に係る被保険者とハに定める期

期返戻金その他の金額の受取人とが、共に当該労働者であること。

チ 当該契約に基づく剩余金の分配は、利差益に係る部分に限り、行われるものであること。

リ 当該契約に基づく保険料の払込みは、当該労働者と当該労働者を雇用する事業主との契約に基づき、当該事業主が当該保険料の払込みに係る金額を当該労働者に支払う

賃金から控除し、当該労働者に代わって行うか、又は当該労働者が財産形成給付金若しくは財産形成基金給付金に係る金額により、政令で定めるところにより行うものであること。

ロ 当該契約に係る損害保険の保険期間は、五年以上であること。

ハ 当該契約に基づく満期返戻金に係る金額及び当該契約に基づく政令で定める金額の全部又は一部は、政令で定めるところにより、頭金等の全部若しくは一部の支払又は持家としての住宅の取得のために必要なその他の金銭の支払で政令で定めるものに充てられるものであること。

ニ へに定めるものほか、当該契約に基づく保険金その他政令で定める金額の支払は、被保険者が保険期間中に第一項第二号の二への政令で定める特別の理由により死亡した場合に限り、行われるものであること。

ホ ニに定めるところにより支払われる保険金の額は、政令で定める額以下の額とされていること。

ヘ 持家としての住宅の取得のための対価から頭金等を控除した残額に相当する金額がある場合には、当該労働者が、当該金額の金銭の支払を、事業主等から貸付けを受けた支払方法その他政令で定める方法によ

政令で定める場合に該当することとなつた場合において、当該退職その他の政令で定める事由に該当することとなつた日から政令で定める期間内に、当該労働者が新たに締結する金融機関等を相手方とする預貯金等の預入等並びに財形

約、生命保険会社等を相手方とする生命保険契約等又は損害保険会社を相手方とする損害保険契約(以下この項において「新契約」という。)に基づき次に掲げる事項を定めたときは、当該新

契約は、当該新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関を相手方とする第一号の払込みを行う日の前日までの間ににおける従前の契約に定める預

貯金等の預入等、生命保険若しくは生命共済又は損害保険に関しても約定した契約とみなして、当該みなされた契約は、労働者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなす。

一 従前の契約の相手方である財形貯蓄取扱機関と新契約の相手方である財形貯蓄取扱機関との契約に基づき、政令で定めるところにより、従前の契約に基づく預貯金等及びこれに

係る利子等又は保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額の金額その他政令で定める金額により、新契約に基づく最初の預入等(新契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金額の預託とする。)に係る金額の払込み(生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)

二 前号の払込みの日以後、定期に(従前の契約に基づく預入等(継続預入等並びに財形

約による預入等を除く。以下この号において同じ。)に係る金額の払込み(生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金による保険料又は共済掛金の払込みを除く。)

三 前項の規定は、既に労働者財産形成貯蓄契約を締結している労働者及び労働者財産形成貯蓄契約を締結している労働者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

### 5

既に労働者財産形成貯蓄契約を締結してある労働者は、新たに労働者財産形成貯蓄契約を締結することができない。

6 既に労働者財産形成貯蓄契約(第一項第一号から第二号の一までに掲げる契約に係るものに限る。)を締結している労働者が、当該労働者に代わつて当該契約(以下この項において「従前の契約」という。)に基づく預入等(従前の契約による証券購入契約である場合には、当該契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みに係る金額の金額その他政令で定める金額により、新契約に基づく最初の預入等(新契約が預託による証券購入契約である場合にあつては、金額の預託とする。)に係る金額の払込み(生命保険契約等又は損害保険契約に基づく保険料又は共済掛金の払込みを含む。)

7 前項の規定は、既に労働者財産形成貯蓄契約を締結している労働者及び労働者財産形成貯蓄契約を締結している労働者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲

### 約勤労者財産形成年金貯蓄契約を締結している労働者

三年	五年
勤労者財産形成貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約
財形貯蓄取扱機関	財形年金貯蓄取扱機関
生命保険契約等(郵便年金契約を含む。)	生命保険契約等(郵便年金契約を含む。)



号イに規定する預入等をいう。又は保険料、掛金若しくは共済掛金(以下「保険料等」という。)の払込みに関し、労働者に代わつて行うる。当該預入等に係る金銭又は保険料等の払込みに関する契約(以下「払込代行契約」という。)を締結しているとき、昭和六十三年三月三十日及び初回預入日(当該継続労働者財産形成貯蓄契約に基づく施行日以後における最初の新法第六条第一項第一号(イからハまでを除く。)に規定する預入等(当該継続労働者財産形形成貯蓄契約が同号イに規定する預託による証券購入契約である場合にあつては、同号イに規定する金銭の預託とする。)に係る金銭の払込み又は保険料若しくは共済掛金の払込みの日の日をいう。以下同じ。)のうちいずれか早い日(当該継続労働者財産形成貯蓄契約が預貯金等の同号(イからハまでを除く。)に規定する預入等に関する契約である場合には、同月三十一日、初回預入日及び施行日以後における最初の当該継続労働者財産形成貯蓄契約に基づく利子等の支払の日のうちいずれか早い日)

り、政令で定めるとこにより、同一の金融機関等又は生命保険会社等に勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号イに規定する預入等をいう。)に係る金銭の払込み又は保険料等の払込みを行うことができる。

一 当該勤労者が当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預貯金等及びこれに係る利子等又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額その他政令で定める金銭の金額の全部又は一部により新法第六条第二項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号イに規定する預入等をいう。)に係る金銭の払込み又は保険料等の払込み又は保険料等の払込みを行おうとする場合において、施行日の前日において当該勤労者を雇用する事業主が、旧法第六条第二項第一号ニ又は第二号トの規定に基づき、当該勤労者又は当該勤労者以外の勤労者との間で同項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預入等(同条第一項第一号イに規定する預入等をいう。又は保険料等の払込みに関し払込代行契約を締結しているとき、昭和六十三年三月三十一日及び初回預入日のうちいちばん早い日(当該継続勤労者財産形成貯蓄契約が預貯金等の新法第六条第一項第一号(イからハまでを除く。)に規定する預入等に関する契約である場合には、同月三十一日、初回預入日及び当該継続勤労者財産形成貯蓄契約に基づく利子等の支払日のうちいちばん早い日)

二 前号に掲げる場合以外の場合 昭和六十三年三月三十一日

(勤労者財産形成持家融資に係る経過措置)

第三条 雇用促進事業団が行う新法第九条第一項第一号及び第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う新法第十条第一項第一号の貸付け並びに新法第十五条第二項に規定する共済組合等が行う同項の住宅資金の貸付け

(資金の調達に係る経過措置)  
第四条 附則第一条ただし書に定める日から施行日の前日までの間における新法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「生命保険会社等若しくは損害保険会社」とあるのは、「若しくは生命保険会社等」とする。  
(政令への委任)  
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。  
(郵便貯金法の一部改正)  
第六条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。  
第十条第一項中「次項及び第三項」を「及び次項」に改め、同条第一項及び第三項を次のように改める。  
勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条第一項第一号、第二項第一号及び第四項第一号に規定する契約に係る郵便貯金に係る貯金総額は、一の預金者ごとに、これらの郵便貯金につき五百万元、これらの郵便貯金のうち同条第二項第一号に規定する契約に係るものにつき三百五十万円を超えてはならない。  
前項に規定する郵便貯金に係る貯金総額は、住宅積立郵便貯金及び同項に規定する郵便貯金に係る貯金総額を除く貯金総額が第一項に規定する制限額に満たない場合には、その差額の範囲内で、前項に規定する制限額を超えることができる。  
(住宅金融公庫法の一部改正)  
第七条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百



発症原因がわからない、あるいは確たる治療法がわからないまま、日夜、病と闘っている。このため患者や家族は、医学の一層の進歩に期待するところができるような社会対策の拡充を強く望んでいます。特に、各制度、施策の合間にある患者はそのことを強く求めている。ついては、患者、家族が安心して医療を受けられ、生活が保障されるよう次の事項について実現を図られたい。

一、難病の原因究明、治療法確立のための予算を大幅に増額すること。  
二、難病など各種医療費公費負担制度を拡充すること。  
三、身体障害者福祉法を抜本改正し、難病患者など法対象範囲を拡大するとともに、施策の拡充を図ること。

四、在宅患者の医療、介護、生活を保障する施策を確立すること。

五、健保本人を含むすべての医療保険制度の給付率を引き上げること。進んだ医学医術は速やかに医療保険の対象とすること。医療保険の適用対象制限を緩和すること。

六、国立医療機関の機能を拡充し、高度専門医療の充実強化と、地域医療を確保するとともに、廃止、移譲計画は中止すること。

七、医療、福祉施策に重大な影響を及ぼす補助金の削減はやめること。

八、身体障害者雇用促進法を抜本的に改正し、難病患者、内部疾患などの雇用、就労機会を確保すること。

九、相談、無料検診などをを行う全国患者福祉会館（難病センター）を建設すること。

第五五一号 昭和六十二年二月十七日受理

脳疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 石川県河北郡津幡町横浜い／一三

九名

第五五二号 昭和六十二年二月十九日受理

脳疾患総合対策の早期確立に関する請願

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第五五二号 昭和六十二年二月十七日受理  
保育制度の維持、充実に関する請願

請願者 東京都港区元麻布二ノ九／一三社

団法人全國私立保育園連盟会長

西村法昭

紹介議員 曽根田郁夫君

この請願の趣旨は、第一五三号と同じである。

第五九八号 昭和六十二年二月十八日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 栃木県足利市中川町三、六三〇／一

三一 柏谷キヌイ 外五千九百九十九名

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第五九九号 昭和六十二年二月十八日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町稚美八／一

七 大野京子 外二百二十三名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六四九号 昭和六十二年二月十九日受理  
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市下吉田六／五〇

白須規悦 外四百二十七名

紹介議員 離山 篤君

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

第六五〇号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘二／一／一

四 阿部節子 外一万四千五百四

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六五一号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 北海道川上郡弟子屈町鑑別一／四二

（第七一五号）（第七一六号）

紹介議員 竹田弘之 外二百九十九名

この請願の趣旨は、第二二五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六五一号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 宮城県登米郡迫町新田中葉木沢三

〇／二九 菊池えみ子 外八千六

百七十六名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五三二号と同じである。

第六五二号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 広島市中区小町六／一七 渡辺幸

子 外千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六五三号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 石川勇吉 外一千百三十四名

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六六一号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 千葉県市川市平田四／一二／五

四 阿部節子 外一万四千五百四

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六六二号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市羽曳が丘二／一／一

四 阿部節子 外一万四千五百四

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第六六三号 昭和六十二年二月十九日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 千葉県松戸市三矢小台二／一／二／一

二 竹内裕子 外七千八百五十三

紹介議員 青木 薩次君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七一三号 昭和六十二年二月二十日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

（三通） 請願者 千葉県松戸市三矢小台二／一／二／一

二 竹内裕子 外七千八百五十三

紹介議員 糸久八重子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七一四号 昭和六十二年二月二十日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

（三通） 請願者 広島市西区三篠町一／二／一／二

二 大野義雄 外千九百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七一五号 昭和六十二年二月二十日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

（三通） 請願者 札幌市豊平区平岸一／二／一

二 大原

（第七二二号）  
一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第七二六号）（第八一二号）（第八一三号）（第八一四号）（第九五七号）（第八七八号）（第八八〇号）（第八一五号）（第九五六号）（第九五七号）（第九五八号）

（第一〇二六号）  
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇一七号）（第一〇一八号）（第一〇一九号）（第一〇二〇号）（第一〇二一號）（第一〇二二号）

（第一〇二六号）  
一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第一〇一七号）（第一〇一八号）（第一〇一九号）（第一〇二〇号）（第一〇二一號）（第一〇二二号）

（第一〇二六号）  
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第一〇一七号）（第一〇一八号）（第一〇一九号）（第一〇二〇号）（第一〇二一號）（第一〇二二号）

（第一〇二六号）  
一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願（第一〇一七号）（第一〇一八号）（第一〇一九号）（第一〇二〇号）（第一〇二一號）（第一〇二二号）

光雄 外百二十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七一六号 昭和六十二年一月二十日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 宮城県仙台市新寺四ノ九ノ三五

宍戸モリ子 外千九十二名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七二二号 昭和六十二年二月二十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 秋田市橋山南中町五ノ五

鈴木ムチ 外千九百九十九名

紹介議員 出口 廣光君

この請願の趣旨は、第三二五号と同じである。

第七二六号 昭和六十二年二月二十一日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道厚岸郡厚岸町松葉町二丁目

西村千代美 外百二十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第八一四号 昭和六十二年二月二十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道根室市昭和町一ノ九〇 吉

第八一二号 昭和六十二年二月二十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 浅水守 外千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第八一三号 昭和六十二年二月二十三日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 里巳之松 外百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第八七九号 昭和六十二年二月二十四日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 静岡市馬場町一八 海野澄子 外

金平 外千九百四十九名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七二一号 昭和六十二年二月二十六日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 静岡市広野三ノ二八ノ一〇 塩谷

内藤 功君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一〇二六号 昭和六十二年二月二十六日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願  
請願者 東京都江東区東陽五ノ二六ノ一二

清水清一 外一千九十七名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第八八〇号 昭和六十二年二月二十四日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 村敬子 外百七十七名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第七二六号 昭和六十二年二月二十六日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道厚岸郡厚岸町松葉町二丁目

西村千代美 外百二十名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第九五六号 昭和六十二年二月二十五日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 四 伊熊恵子 外千九百四十九名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一〇二八号 昭和六十二年二月二十六日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 東京都練馬区関町南四ノ一五ノ七

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一〇四一号 昭和六十二年二月二十六日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 佐藤トキ 外百二十六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一一〇一号 昭和六十二年二月二十七日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 佐々木幸一 外二百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 札幌市中央区南四条西一〇丁目北

海道難病センター内 伊藤建雄

外五千五百五十六名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一一〇二号 昭和六十二年二月二十六日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 東京都江東区枝川三ノ九ノ一〇

林永益 外二千四十三名

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一〇一號)(第一一〇二號)(第一一

〇三號)(第一一一三號)(第一一二四號)(第一

三〇四號)

一、暮らしこと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一一三七六號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一三七七號)(第一一三七八號)

一、保育所制度の充実に関する請願(第一一二二號)

一、予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(第一一四二三號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一四九一號)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一一四九三號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一四九四號)

一、予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願(第一一四九五號)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一一五三一號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一五三二號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一五三三號)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一一六〇九號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一六一〇號)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一一六一九號)(第一一六二〇號)(第一

六一三號)(第一一六一四號)(第一一六一五號)(第一

一六一六號)(第一一六一七號)(第一一六一八號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一六一九號)(第一一六二〇號)(第一

六一三號)(第一一六一四號)(第一一六一五號)(第一

一六一六號)(第一一六一七號)(第一一六一八號)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一一六一九號)(第一一六二〇號)(第一

六一三號)(第一一六一四號)(第一一六一五號)(第一

一六一六號)(第一一六一七號)(第一一六一八號)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一一六一九號)(第一一六二〇號)(第一

六一三號)(第一一六一四號)(第一一六一五號)(第一

一六一六號)(第一一六一七號)(第一一六一八號)

この請願の趣旨は、第五三一號と同じである。

第一一〇二号 昭和六十二年二月二十七日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 静岡県浜松市広沢二ノ四三ノ二九  
神谷政子 外千九百四十九名

紹介議員 青木 薩次君

第一二〇三号 昭和六十二年一月二十七日受理

難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道登別市若草町二ノ二九ノ一

紹介議員 山田栄 外二百四十九名

この請願の趣旨は第五三一号と同してある

第一二三号 昭和六十二年一月二十八日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 東京都墨田区京島三ノ三三ノ九  
岡本一郎 外一千百十九名

紹介議員 中西 珠子君

この請願の趣旨は 第五三一号と同にしてある

第一二四号 昭和六十二年二月二十八日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 北海道登別市若草町二ノ二三ノ五  
小松勝雄 外一百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は 第五三一號と同じでない。

第一三〇四号 昭和六十二年三月一日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願

請願者 北海道室蘭市港北町三ノ五ノ三  
森洋一 外二百四十九名

第一三七六号 昭和六十二年三月三日受理  
暮らしと福祉の國庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 大阪市南区谷町七ノ四ノ二二  
中千鶴 外千十五名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一三七七号 昭和六十二年三月三日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道室蘭市寿町二ノ一三 白浜  
謙一 外二百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一三七八号 昭和六十二年三月三日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道登別市新生町四ノ一五ノ一  
三 金谷晃 外九百九十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一四二二号 昭和六十二年三月三日受理  
保育所制度の充実に関する請願  
請願者 東京都千代田区永田町二ノ一二ノ一  
四 山梨県保育所連合会内 安田五郎  
外四万二千名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第四号と同じである。

第一四二三号 昭和六十二年三月三日受理  
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願  
請願者 埼玉県新座市畠中三ノ一ノ一全  
国 野口正行 外二十九名

紹介議員 成相 善十君

我々、予防接種の被害者は、予防接種によつて重篤、悲惨な事故が起ることも知られず、國の

法律の命ずるままに、予防接種を受けた。そして、かけがえのない我が子を失い、あるいは脳を侵され、手足を侵され、健康を奪われて、植物人間、動物人間として生きる、生まれもつかぬ我が子と共に十数年、二十数年を介護に明け暮れて過ごしてきた。この間、昭和五十一年に予防接種法の改正が行われ、衆議院の附帯決議という形で、救済が行われた。しかし、この救済は、当時の田中厚生大臣の衆議院社会労働委員会での答弁にもあるように、「対策を怠ぐので、不完全だが実施された」。その基本精神は、社会補償的であった。したがつて、厚生大臣の「社会防衛の尊い犠牲…」という見舞いの言葉とはかけ離れた内容となつた。このことは、社会労働委員会で佐分利公衆衛生局長が「被害児が乳幼児である点に着目し、生活能力や就学能力の喪失に重点をおいた」と説明しているように、労働能力の喪失は考慮されていない。しかし、被害児も成年に達し、親も老齢に入り、扶養能力も限界に達してきた。この扶養の義務を他の兄弟姉妹に負わせることは、親としては忍びがたいことである。社会防衛の犠牲といふ発生原因からも、軍人恩給との対比からも、現行法の内容は極めて不適切なものとなつていて、その因としては、法令でない附帯決議であつたために、被害者の要求とはかけ離れた様態でしか作用していない点が、根本問題と考える。昭和五十年当時から社会労働委員会の委員も不十分さを指摘し、政府委員も認め、将来の検討を約束していった制度である。以来十年、以前よりは少なくつたとはいえ、重篤な事故は絶えず、各地で訴訟に持ち込まれるケースが多く出ていて。親が健康な間に、この子たちの将来が安らかなものでなくなる念願である。については、次の事項について表現を図られたい。

二、国家補償の精神にのつとつて、被害者の意向を十分にくみ取つた予防接種健康被害者および遺族援護法を制定すること。

二、1 疑わしきは救済する、という立法当初の精神を明確にするため、予防接種事故認定審査会に我々の推せんする専門家を委員として入れること。

2 被害の等級認定も、社会的労働能力の百分率と喪失は、一級に認定すること。

3 生活すべてが障害児中心の介護の生活であつたため、子どもの死後、老後の生活に大きな不安を抱いている親のために、過去にさかのぼつて遺族年金を支給すること。

第一四九二号 昭和六十二年三月四日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都品川区東大井五ノ一二二〇一  
紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一四九三号 昭和六十二年三月四日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道旭川市秋月三条一ノ七〇一  
紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一四九四号 昭和六十二年三月四日受理  
国立腎センター設立に関する請願  
請願者 長野県上伊那郡飯島町田切一、四八四ノ五 小林清  
紹介議員 村沢 牧君  
理由  
腎炎・ネフローゼは、腎臓の糸球体等が侵される

病氣で、五年・十年・あるいは一生といふ極めて長期間の療養を必要とするばかりでなく、いつ悪化して死亡するかわからない難病である。この病気は、戦後、幼児・児童・生徒の間に急激に増え続け、長期欠席児童の第一位を占めており、学齢期にある児童は、病院で家庭で不安と焦燥の苦しい暗い毎日を送っている。また、このような子を持つ親の精神的苦悩と経済的負担は想像を絶するものがある。しかも、この病気の原因が不明である上、治療法も確立されておらず、いつ治るともわからぬ、全く不安な状態に放置されている。この不幸な数万の子どもを救うため、國が科学的粹を集め研究機関、國立腎センターを早急に開設して、腎炎・ネフローゼの原因の究明と治療法の開発の根本的施策を講すべきである。

第一五三一號 昭和六十二年三月四日受理  
予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する請願  
請願者 山梨県大月市大月町真木一、七五  
名 六 金森仙太郎 外千五百六十三  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一四二三號と同じである。

第一五三二號 昭和六十二年三月四日受理  
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願  
請願者 東京都渋谷区富ヶ谷一ノ四二ノ二  
森義昭 外四千百五十五名  
紹介議員 前島英三郎君

第一六〇九號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 木十士夫 外九百九十九名  
紹介議員 福間 知之君

第一五六三號 昭和六十二年三月五日受理  
難病患者などの医療・介護、生活を保障する施策を確立すること。  
請願者 山梨県大月市大月町真木一、七五  
名 六 金森仙太郎 外千五百六十三  
紹介議員 前島英三郎君  
この請願の趣旨は、第一四二三號と同じである。

第一五六四號 昭和六十二年三月五日受理  
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願  
請願者 川崎市中原区井田一、四二三  
川征雄 外六千二百四十九名  
紹介議員 谷山 博君

第一五六五號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 富田勝三 外六千二百四十九名  
紹介議員 市川 正一君

第一五六六號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 上野美幸 外六千二百四十九名  
紹介議員 上田耕一郎君

第一五六七號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 カエコーボ二〇五 萩原昌子 外六千二百四十九名  
紹介議員 佐藤 昭夫君

第一五六八號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都練馬区平和台二ノ一ノ一六  
佐藤よし江 外六千二百四十九名  
紹介議員 下田 京子君

第一五六九號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都練馬区平和台二ノ一ノ一六  
佐藤よし江 外六千二百四十九名  
紹介議員 下田 京子君

第一五六一號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 札幌市北区屯田五条二丁目 香川勝彦 外六千二百四十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一五一號と同じである。

第一五六二號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 札幌市南区真駒内柏丘六ノ一ノ一  
ノ七〇一 岸田光司 外六千二百  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一五一號と同じである。

第一五六三號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都品川区北品川五ノ一ノ一  
ノ七〇一 岸田光司 外六千二百  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一五一號と同じである。

第一五六四號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都品川区北品川五ノ一ノ一  
ノ七〇一 岸田光司 外六千二百  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一五一號と同じである。

ノ四〇一 依田照彦 外六千二百  
四十九名 請願者 東京都大田区東雪谷五ノ一二ノ六  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一六二一號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都品川区西五反田三ノ九ノ一  
○ 安達由利子 外六千二百四十  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一六二二號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 国本功一 外六千二百四十九名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

第一六二三號 昭和六十二年三月五日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 東京都品川区豊町六ノ二三ノ一〇  
岡本功一 外六千二百四十九名  
紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

三月十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、外国医師又は外国歯科医師が行う臨床修練に係る医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案  
二、医師法第十七条及び歯科医師法第十七条の特例等に関する法律案

第一六二三號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 横浜市旭区東希望が丘一〇三ノ一  
クレール希望が丘二〇五 奥山志郎 外六千二百四十九名  
紹介議員 宮本 顯治君  
この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

(趣旨)

第一条 この法律は、医療に関する知識及び技能の修得を目的として本邦に入国した外国医師又

は外国歯科医師が医業又は歯科医業を行うことができるよう、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十七条の特例等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国医師 外国において医師に相当する資

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
第一六二五號 昭和六十二年三月五日受理  
暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

格を有する者をいう。

二 外国歯科医師 外国において歯科医師に相

当する資格を有する者をいう。

厚生大臣は、許可を受けようとする者が前項

各号に掲げる基準に適合していると認める場合

であつても、次の各号のいずれかに該当する者

には、許可を与えてはならない。

一 医師法第三条又は歯科医師法第三条に規定す

る歯科医業の停止の命令に相当する外国の法

令による処分を受け、当該外国において医業

の命令又は歯科医師法第七条第二項に規定す

る歯科医業を行なうことができない者

二 医師法第七条第二項に規定する医業の停止

を受けた外国歴医師又は歯科医師第七条第二項に規定する者

三 禁治産者又は准禁治産者と外国の法令上同

様に取り扱われている者

四 厚生大臣は、許可を受けようとする者が第二

項各号に掲げる基準に適合していると認める場

合であつても、次の各号のいずれかに該当する

者には、許可を与えないことができる。

一 医師法第四条各号又は歯科医師法第四条各

号に掲げる者

二 罰金以上の刑に相当する外国の法令による

刑に処せられた者

三 許可の有効期間は、許可の日から起算して二

年を超えない範囲内において厚生大臣が定める

期間とする。

四 許可には、条件を付し、及びこれを変更する

ことができる。

五 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施

を図るために必要な最小限度のものに限り、か

つ、許可を受ける者に不当な義務を課すこと

となるものであつてはならない。

六 許可を申請する者は、実費を勘案して政令で

定める額の手数料を納めなければならない。

(許可証の交付等)

七 厚生大臣は、外國医師又は外國歯科医師

に対し許可をしたときは、厚生省令で定めると

ころにより、臨床修練許可証を交付するものと

する。



は臨床修練指導歯科医の認定を行い、及びその認定を取り消すこと。

第七条第四項中「並びに医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修」を削り、「調査審議するほか」を「調査審議し、並びに医師法その他の法律によりその権限に属させられた事項を調查審議するほか」に改める。

三月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、難病患者などの医療・生活の保障に関する請願(第一七二二号)

一、難病患者などの医療と生活の保障に関する請願(第一七二三号)

一、暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願(第一七七九号)(第一七八〇号)(第一七八一号)(第一七八二号)(第一七八三号)第一七八四号)(第一七八五号)(第一七八六号)

一、暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願(第一七八七号)

一、カイロプラクティック等非合法医業類似行為取締り強化に関する請願(第一七八七号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一八五〇号)

一、カイロプラクティック等非合法医業類似行為取締り強化に関する請願(第一八五四号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一九六一号)(第一九六二号)(第一九六三号)

一、カイロプラクティック等非合法医業類似行為取締り強化に関する請願(第一〇四九号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一七二二号)

一、暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願(第一七二七号)

第一七二二号 昭和六十二年三月六日受理  
難病患者などの医療・生活の保障に関する請願  
請願者 茨城県筑波郡谷田部町島名一、六

七一〇四 横田トミ子 外千九百九十九名

紹介議員 首根田郁夫君

この請願の趣旨は、第一五三二号と同じである。

第一七一三号 昭和六十二年三月六日受理  
難病患者などの医療と生活の保障に関する請願  
請願者 北海道旭川市末広一条一丁目 菅原静峰 外二百四十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第五三一号と同じである。

第一七七九号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府八尾市柏村町四ノ一三六 中谷清司 外七十名

紹介議員 下田 京子君

第一七七九号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府東住吉区杭全七ノ一ノ一六 金田裕三 外七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八二号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪市東住吉区杭全七ノ一ノ一六 金田裕三 外七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八三号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府藤井寺市小山九ノ三八一ノ一 北野滿藏 外七十名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八四号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 奈良県橿原市田中町七〇ノ四九 竹本信夫 外七十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八五号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪市住吉区住吉一ノ一二ノ一二 池田幹雄 外七十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八六号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府八尾市春日町三ノ三ノ一〇

紹介議員 立木 二 谷脇秀和 外七十名

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八一号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府柏原市玉手町二一ノ四六 門谷憲治 外七十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八二号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪市東住吉区杭全七ノ一ノ一六 平田守

紹介議員 拠山 映子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八三号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府藤井寺市小山九ノ三八一ノ一 北野滿藏 外七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八四号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 奈良県橿原市田中町七〇ノ四九 竹本信夫 外七十名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八五号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪市住吉区住吉一ノ一二ノ一二 池田幹雄 外七十名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八六号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府八尾市春日町三ノ三ノ一〇

紹介議員 立木 二 谷脇秀和 外七十名

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八七号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府八尾市春日町三ノ三ノ一〇

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八八号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 大阪府八尾市春日町三ノ三ノ一〇

紹介議員 立木 二 谷脇秀和 外七十名

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八一号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 神戸市垂水区陸ノ町六ノ九社団法  
人兵庫県鍼灸マッサージ師会内  
紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八二号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 門谷憲治 外七十名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八三号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 平田守

紹介議員 拠山 映子君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八四号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 北野滿藏 外七十名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八五号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八六号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八七号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八八号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八九号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八一〇号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八一一号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

第一七八一二号 昭和六十二年三月七日受理  
暮らしと雇用、労働条件の改善に関する請願  
請願者 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一七七九号と同じである。

臣の諸問機関)では、あん摩マッサージ指圧以外の手技療法を、あん摩等と別にその身分を定めることのできる医学的根拠の有無、あん摩等との具体的な相違点の有無及びあん摩等と分離して免許を認める必要の有無等の検討について、厚生大臣の諮問を受け、昭和四十二年以来、専門の研究プロジェクトを編成し、研究を続いているところであります。現在なお、その答申が出されていない現状である。(4)あん摩マッサージ指圧・柔道整復・はり・きゅう等、医師以外の者の医業類似行為に関する身分を幾つも作ることは、国民の保健衛生の向上を妨げることになる。(5)医師以外の医業類似行為に関する身分及び教育は、一元化を図ることがむしろ急務である。(6)財團法人厚生統計協会発行の「衛生厚生業務報告」によると、昭和五十九年末における全国あん摩マッサージ指圧・柔道整復・はり・きゅう施術者数は、あわせて二十万七千三十人、人口十万人当たり百七十一人となつて、このに対し、医師の数は十六万六千二百十二人、人口十万人当たり百三十九・八人となつていて。

この数字が示すとおり、医師以外の施術者は、供給が必要を大きく上回つており、過当競争の結果は、視覚障害者に一方的にしわ寄せされ、視覚障害者の生計が困窮に追い込まれている。(7)国民の有病率は十二・九パーセント程度で、そのうち百分の九十二が医師による治療を受けており、わずか百分の二程度が医師以外の施術者による治療を受けている。しかも医師以外の施術者の数は、医師の数を四万人も上回つている事実からみて、新たにカイロプラクティックを容認する国民的要請は全く無く、国民のニーズに応えるものとは考えられない。(8)療術とは、電気光線又は器具等を使用し、施療業務を成すものであり、現段階では医学的根拠もなく、厚生大臣の諸問機関である専門委でも、かくたる調査結果が出されていない。(9)簡単な電気光線療法は、あん摩マッサージ指圧はり・きゅう・柔道整復等の補助的手段であつて、これを独立業務とすることは、制度上からも容認できない。(10)器械等届出による認可制度

は、業者の知識技能を低下させ、治療過誤多発の危険につながるもので絶対に養成できない。(11)現行法では、関連の免許取得により、療術の新規開業を認めているので無資格による業務は認めるることはできない。(12)昭和三十五年度の最高裁判決以来、カイロ及び療術者は公然と養成施設を開き講習会等により、無資格者を養成して私的免許を発行している。このような非合法活動は絶対に排除されるべきであり、認めることはできない。(13)医業類似行為を業とするものの現状は各種免許を所持する者が法的に規制を受け無資格者は法の規制がないため屋外掲示・広告等あらゆる面で野放しの状態である。法廷国家においてこのような暴挙は絶対に許されはならない。(14)我が国では、多数の盲人がその特質を生かして、あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう業に従事し、社会参加の重責を果たしている。現状の医業類似行為行政は盲人の適職を奪い取ることとなり、盲人の自立向上と生活権確保に支障を来すことになる。

### 第一八五〇号 昭和六十二年三月九日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市大森町一二ノ二九  
蓬田英司 外千名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

カイロプラクティック等非合法医業類似行為取締り強化に関する請願

第一八五四号 昭和六十二年三月九日受理  
請願者 兵庫県姫路市塩町七七社團法人兵庫県鍼灸マッサージ師会 田中 国夫

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第一七八七号と同じである。

第一九六二号 昭和六十二年三月十日受理

暮らしと福祉の国庫負担金削減反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市名城三ノ四ノ一ノ六

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

請願者 愛知県半田市出口町一ノ二三 竹本明子 外九名

紹介議員 沢井タケ子君

この請願の趣旨は、第一五一号と同じである。

一、地域雇用開発等促進法案

### 第一章 総則(第一条～第五条)

### 第二章 地域雇用開発等促進法案

### 第三章 履用開発促進地域に係る地域雇用開発計画(第六条・第七条)

### 第四章 特定雇用開発促進地域に係る地域雇用開発及び失業の予防、再就職の促進等のための措置(第十二条～第二十一条)

### 第五章 緊急雇用安定地域に係る失業の予防、再就職の促進等のための措置(第二十二条～第二十三条)

### 第六章 雑則(第二十五条～第二十八条)

### 附則

### 第一章 総則(目的)

### 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### 一 地域雇用開発 求職者数に比し雇用機会が不足している地域についてこの法律に定める

### 二 履用開発促進地域 求職者数に比し相当程度に居住する求職者等に關し第三章に定める地域雇用開発のための措置を講ずることにより、地域的な雇用構造の改善を図ることをいう。

三月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。



<p>3 地域雇用開発計画は、職種、技能の程度その他の該雇用開発促進地域における労働力の質的側面を十分考慮するほか、地域雇用開発指針に即するものでなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、地域雇用開発計画の案を作成するに当たつては、あらかじめ、当該雇用開発促進地域内の地域を管轄する市町村長の意見を聴くものとする。</p> <p>5 都道府県は、地域雇用開発計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>6 前二項の規定は、地域雇用開発計画の変更について準用する。</p>
--

### 第三章 雇用開発促進地域に係る地域雇用開発のための措置

<p>(地域雇用開発のための助成及び援助)</p> <p>第八条 政府は、地域雇用開発計画で定める当該雇用開発促進地域における地域雇用開発を促進するため、当該雇用開発促進地域内において事業所を設置し、又は整備して雇用開発促進地域求職者を雇い入れる事業主に対して、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十二条の雇用改善事業として、必要な助成及び援助を行うものとする。</p> <p>2 前項の助成及び援助を行うに当たつては、雇用開発促進地域内に事業所を有する法人で、労働省令で定める基準に照らして当該事業所の行う事業が当該雇用開発促進地域の地域雇用開発に特に資すると認められるものについて、特別(雇用促進事業団の行う施設の設置に関する特別の配慮)。</p> <p>第九条 雇用促進事業団は、雇用開発促進地域内に所在する事業所に雇用されている労働者に関して、効果的な職業訓練の実施の促進及び職業生活上の環境の整備改善を図ることによつて、地域雇用開発計画で定める当該雇用開発促進地域における地域雇用開発に資するため、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百十六号)第十九条第一項第一号の事業主その他のものに行う職</p>
---

<p>(職業紹介等の実施)</p> <p>第十一条 公共職業安定所は、雇用開発促進地域求職者その他これに準ずる求職者の速やかな就職を容易にするため、雇用情報の提供、求人の調査、職業指導及び就職のあつせんを行う等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対しても、必要な助成及び援助を行いうよう努めるものとする。</p> <p>(雇用の安定のための要請)</p> <p>第十五条 労働大臣は、特定雇用開発促進地域における雇用に関する状況の一層の悪化を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定雇用開発促進地域内に所在する事業所に関する事業規模の縮小等(当該事業規模の縮小等に伴い、当該事業所において相当数の離職者が発生することが見込まれるものに限る。)を行おうとする特定雇用開発促進地域事業主に対して、当該事業所に雇用されている労働者に関する特例)。</p> <p>第十六条 国及び雇用促進事業団は、特定雇用開発促進地域離職者の円滑な再就職を容易にするため、第十条に定める措置のほか、特定雇用開発促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。</p>
--

<p>(地域雇用開発のための助成及び援助)</p> <p>第十七条 特定雇用開発促進地域離職者である基準日において四十歳以上である者に限る。</p> <p>第十八条 特定雇用開発促進地域離職者であつて、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三条ノ三第一項の規定に該当する者(同法第三十三条ノ十二ノ一の規定の適用については、同法第一項中「政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは、「政令で定める日数」とある)の再就職の状況等を考慮して政令で定める基準」と、同項及び同条第二項中「政令で定める日数」とあるのは、「政令で定める日数に三十日を加えた日数」とする。</p> <p>第十九条 劳働大臣は、特定雇用開発促進地域離職者ノ再就職ノ状況シ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同項及び同条第二項中「政令ヲ以テ定ムル日数」とあるのは、「政令ヲ以テ定ムル日数ニ三十日ヲ加ヘタル日数」とする。</p> <p>(公共事業への就労促進)</p> <p>第二十条 劳働大臣は、特定雇用開発促進地域離職者の円滑な再就職を容易にするため、第十条に定める措置のほか、特定雇用開発促進地域において公共職業安定所その他の関係行政機関及び関係事業主団体等との連携の下に行う必要な職業訓練の迅速かつ効果的な実施について、特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国は、都道府県が前項の措置に相当する措置を講ずることを奨励するため、当該措置を講ずる都道府県に対して、必要な助成及び援助を行</p>
---





改正後の雇用保険法(以下この条において「新雇用保険法」という)第二十二条の二の規定による基本手当の支給又は前条の規定による改正後の大船員保険法(以下この条において「新船員保険法」という)第三十三条ノ十二ノ二の規定による失業保険金の支給(以下この項において「新個別延長給付」という)を受けることができる者とみなす。この場合において、新個別延長給付を受けることができる日数は、新雇用保険法第二十二条の二第二項又は新船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第二項の規定にかかるらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

二 旧雇用保険法第二十二条の二第二項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数又は旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ三第二項各号に掲げる失業保険金の支給を受けるべき者の区分に応じ当該各号に定める日数に、施行日以後において第六項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日までの期間に係る旧個別延長給付を受けた日数を加えた日数

三 前項に定める者のほか、施行日以後に第一項の規定によりなおその努力を有することとされた旧特定不況業種・特定不況地域法第一項第一項第六号に規定する特定不況地域離職者に該当することとなる者は、特定雇用開発促進地域離職者とみなして、新雇用保険法第二十二条の二及び新船員保険法第三十三条ノ十二ノ二の規定を適用する。

四 この法律の施行の際現に旧特定不況業種・特定不況地域法第十九条又は第二十条において読み替えて適用する旧雇用保険法第一項第一項又は旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ二の規定する個別延長給付(以下この条において「旧特例個別延長給付」という)を受けることができる者は、新雇用保険法第二十五条第一項の措置に基づく基本手当の支給(以下「新広域延長給付」という)を受けることができる者ができることとされる者とみなす。この場合において、新広域延長給付を受けることができる日数は、同項の規定にかかるらず、第一号に掲げる日数から第二号に掲げる日数を差し引いて得た日数に相当する日数を限度とする。

五 一 旧特定不況業種・特定不況地域法第十九条において読み替えて適用する旧雇用保険法第二十三条第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数又は旧特定不況業種・特定不況地域法第二十条において読み替えて適用する旧船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の政令で定める日数に三十日を加えた日数

二 施行日前において旧特例個別延長給付を受けた日数に、施行日以後に第一項の規定によりなお従前の例によることとされる施行日までの期間に係る旧特例個別延長給付を受けた日数

三 第十九条第三項及び第四項を削る。

四 第十九条の二を次のように改める。

(広域職業紹介)

第五条 職業安定法の一部を次のように改正する。

第六条 第十九条の二を次のように改める。

(公共職業安定所)

第七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第二十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第三十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第四十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第五十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第六十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第七十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第八十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第九十九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百七条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百八条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百九条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十一条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十二条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十三条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十四条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十五条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十六条 第十九条の二を次のように改める。

(職業紹介)

第一百十七条 第十九条の二を次のように改める。

と。

第四条第五十一号中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「及び日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第九十一号）」を「、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和六十一年法律第九十一号）」及び「地域雇用開発等促進法（昭和六十一年法律第 号）」に改める。

第五条第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二 地域雇用開発等促進法に基づいて、地域雇用開発指針を策定すること。

第十条第一項中「特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」を「特定不況業種関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」に、「及び日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法」を「、日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法及び地域雇用開発等促進法」に改める。

三月二十五日本委員会に左の案件が付託された。  
(予備審査のための付託は三月二十三日)

### 一、地域雇用開発等促進法案

### 正第百七回国会社会労働委員会議録第五号中訂

ペジ	段行	原文	訂正文
三	四	からり当たりの平米、	当たり四・三平米に比べて、今度の場合八・六平米
二	八・六平米		
一	一	やれと、そこへ	やれ。また、そへ
四	一	では全然変わつ	では経費が全然変わつて
		変わつて	です。また、そへ
		では経費が全然	やれ。ということ

○第百七回国会社会労働委員会議録正誤

第三号中正誤

ペジ	段行	誤	正
七	三終わり	なくちゃ	なくちや
九	二二	幣書	弊書
第六号中正誤			
ペジ	段行	誤	正
一〇	三から	十一月	十一月
第七号中正誤			
ペジ	段行	誤	正
二	二終わり	確立	確立
六	四三	一増	一層
第八号中正誤			
ペジ	段行	誤	正
三	四三	病院	病氣
六	一五	終わり	真剣
三	一四	地域に	地域で
第九号中正誤			
ペジ	段行	誤	正
四	一九	健康審査	健康診査
四	一九	図つて	詰つて
四	二八	保険事業	保健事業
ペジ	段行	誤	正
三	二五	入員	入院
二	科		
第三号中正誤			
ペジ	段行	誤	正
三	二九	二回	二回
連合審査会議録第一号中正誤			
第百七回国会社会労働委員会、地方行政委員会			

昭和六十二年四月十四日印刷

昭和六十二年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C